

○佐賀県公安委員会の事務に係る専決に関する訓令

平成15年2月21日

警察本部訓令第3号

改正 平成28年3月7日警察本部訓令第6号

平成28年3月29日警察本部訓令第14号

平成28年6月7日警察本部訓令第16号

平成28年6月23日警察本部訓令第17号

平成28年7月8日警察本部訓令第18号

平成28年8月31日警察本部訓令第19号

平成28年11月18日警察本部訓令第23号

平成29年3月10日警察本部訓令第4号

平成29年6月14日警察本部訓令第12号

平成30年1月11日警察本部訓令第1号

平成30年3月9日警察本部訓令第5号

平成30年3月14日警察本部訓令第6号

平成30年10月24日警察本部訓令第12号

平成31年1月15日警察本部訓令第1号

令和元年7月11日警察本部訓令第3号

令和2年1月21日警察本部訓令第1号

令和2年3月23日警察本部訓令第5号

令和2年3月27日警察本部訓令第6号

令和2年8月3日警察本部訓令第16号

令和2年10月27日警察本部訓令第22号

令和2年11月20日警察本部訓令第23号

令和3年3月29日警察本部訓令第9号

令和4年3月11日警察本部訓令第6号

令和4年5月12日警察本部訓令第12号

令和4年9月30日警察本部訓令第19号

令和5年3月31日警察本部訓令第12号

令和5年6月23日警察本部訓令第15号

令和5年11月28日警察本部訓令第21号

令和 6 年 3 月 28 日警察本部訓令第 10 号

令和 6 年 3 月 29 日警察本部訓令第 11 号

令和 7 年 3 月 19 日警察本部訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか、佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の決裁及び報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 課長等 警察本部の課長、所長、隊長及び警察学校長をいう。
- (2) 専決 公安委員会の権限に属する事務の一部を、常時、公安委員会に代わって決裁することをいう。
- (3) 不在 出張、疾病、事故その他の理由により、決裁することができない状態にあることをいう。
- (4) 代決 本部長が不在のときに、一時、本部長に代わって決裁することをいう。

(本部長の専決事項)

第 3 条 佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成 15 年佐賀県公安委員会規則第 2 号）第 5 条の規定により本部長が決裁する事務は、別表のとおりとする。

(部長の専決事項)

第 4 条 佐賀県公安委員会事務決裁等規則第 6 条の規定により、本部の部長及び課長等並びに警察署の署長及び副署長が専決できる事務は、別表のとおりとする。

2 佐賀県公安委員会事務決裁等規則第 6 条の本部長が別に定める者は、本部の次席及び課長補佐並びに警察署の課長とし、専決できる事務は、別表のとおりとする。

(報告)

第 5 条 前 2 条の規定により専決した事務は、定期的にその概要を取りまとめ、本部長に報告するものとする。

(専決の制限)

第 6 条 第 4 条の規定にかかわらず、専決者において専決する事務が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、上位の職にある者の決裁を受けなければならない。

- (1) 特に重要と認められるもの
- (2) 異例に属するもの

(3) 紛議論争があるもの又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれのあるもの

(代決)

第7条 本部長が不在のときは、業務を所管する部長が代決することができる。ただし、前条各号のいずれかに該当すると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により代決した事務については、事後速やかに、本部長に報告しなければならない。

附 則

(施行年月日)

1 この訓令は、平成15年3月1日から施行する。

(佐賀県警察決裁規程の廃止)

2 佐賀県警察決裁規程（平成7年佐賀県警察本部訓令第6号）は、廃止する。

附 則（平成15年3月26日本部訓令第6号）

この訓令は、平成15年3月31日から施行する。

附 則（平成15年6月24日本部訓令第11号）

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成15年8月20日本部訓令第13号）

この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成15年10月10日本部訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年11月25日本部訓令第18号）

この訓令は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年5月31日本部訓令第8号）

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成16年6月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月9日本部訓令第4号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月14日本部訓令第15号）

この訓令は、平成17年6月22日から施行する。

附 則（平成17年6月14日本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月21日本部訓令第23号）

この訓令は、平成17年12月 1 日から施行する。

附 則（平成17年12月 9 日本部訓令第24号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月12日本部訓令第25号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 4 月28日本部訓令第13号）

この訓令は、平成18年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 5 月12日本部訓令第12号）

この訓令は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 5 月26日本部訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 8 月16日本部訓令第19号）

この訓令は、平成18年 8 月21日から施行する。

附 則（平成18年12月25日本部訓令第23号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 5 月31日本部訓令第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）の項、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の項、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の項及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）の項を加える改正規定は、平成19年 6 月 1 日から、別表の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の項の改正規定は、平成19年 6 月 2 日から施行する。

附 則（平成19年12月 7 日本部訓令第15号）

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年 2 月 5 日本部訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 2 月 8 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 2 月28日本部訓令第 5 号）
この訓令は、平成20年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 2 月28日本部訓令第 6 号）
この訓令は、平成20年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 5 月23日本部訓令第14号）
この訓令は、平成20年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 6 月27日本部訓令第16号）
この訓令は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 8 月29日本部訓令第18号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日本部訓令第21号）
この訓令は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（平成20年12月17日本部訓令第22号）
この訓令は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成21年 5 月29日本部訓令第11号）
この訓令は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月 3 日本部訓令第13号）
この訓令は、平成21年12月 4 日から施行する。

附 則（平成22年 4 月14日本部訓令第 7 号）
この訓令は、平成22年 4 月19日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 1 日本部訓令第 6 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月 2 日本部訓令第13号）
この訓令は、平成24年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 2 日本部訓令第 8 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月29日本部訓令第13号）
この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

附 則（平成25年 3 月26日本部訓令第 3 号）
この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年10月 1 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成25年10月3日から施行する。

附 則（平成25年10月28日本部訓令第10号）

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年5月28日本部訓令第22号）

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年6月16日本部訓令第23号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年8月26日本部訓令第25号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月3日本部訓令第27号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年1月13日本部訓令第1号）

この訓令は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日本部訓令第11号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日本部訓令第12号）

この訓令は、交付の日から施行する。

附 則（平成27年5月28日本部訓令第15号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第6号）

この訓令は、平成28年6月23日から施行する。ただし、別表の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する事務の第5条第1項の項の改正規定は平成28年3月23日から、別表の風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第19号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第23号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第4号）

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第12号）

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第12号）

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（平成31年本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年本部訓令第3号）

この訓令は、公布日から施行する。ただし、別表の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める改正規程及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令」を「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令」に改める改正規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和2年本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年本部訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年本部訓令第22号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年本部訓令第23号）

この訓令は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年本部訓令第 9 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年本部訓令第 6 号）

この訓令は、令和 4 年 3 月15日から施行する。

附 則（令和 4 年本部訓令第12号）

この訓令は、令和 4 年 5 月13日から施行する。

附 則（令和 4 年本部訓令第19号）

この訓令は、令和 4 年10月 1 日に施行する。

附 則（令和 5 年本部訓令第12号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年本部訓令第15号）

この訓令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年本部訓令第21号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年本部訓令第10号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日に施行する。

附 則（令和 6 年本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年本部訓令第 6 号）

この訓令は、令和 7 年 3 月24日から施行する。

別表

（平28本部訓令 6 ・平28本部訓令14 ・平28本部訓令16 ・平28本部訓令17 ・平28本部訓令18 ・平28本部訓令19 ・平28本部訓令23 ・平29本部訓令 4 ・平29本部訓令12 ・平30本部訓令 1 ・平30本部訓令 5 ・平30本部訓令 6 ・平30本部訓令12 ・平31本部訓令 1 ・令元本部訓令 3 ・令 2 本部訓令 1 ・令 2 本部訓令 5 ・令 2 本部訓令 6 ・令 2 本

部訓令16・令2本部訓令22・令2本部訓令23・令3本部訓令9・令4本部訓令6・
 令4本部訓令12・令4本部訓令19・令5本部訓令12・令5本部訓令15・令5本部訓
 令21・令6本部訓令10・令6本部訓令11・令7本部訓令6・一部改正)

根拠法令	条項号	事務の内容	本 部 長	本部				警察署		
				部 長	課 長 等	次 席	課 長 補 佐	署 長	副 署 長	課長
国の利害に関 係のある訴訟 についての法 務大臣の権限 等に関する法 律（昭和22年 法律第194号）	第2条第3項	法務大臣からの意見聴取に対 する回答及び訴訟を行わせる 警察職員の指名に関するこ と。	○							
	第6条の2第1 項	訴訟が提起された旨の法務大 臣に対する報告に関するこ と。	○							
	第6条の2第2 項	訴訟に参加する旨の法務大臣 に対する報告に関すること。	○							
	第6条の2第3 項	法務大臣からの訴訟に係る事 務についての助言、勧告、資 料提出の要求及び指示に対す る措置に関すること。	○							
風俗営業等の 規制及び業務 の適正化等に 関する法律 （昭和23年法 律第122号）	第3条第1項	風俗営業の許可に関するこ と。		○						
	第3条第2項 （第31条の 23で準用す る場合を含 む。）	許可の条件の付加及び変更に 関すること。		○						
	第4条第3項 （第31条の 23で準用す	風俗営業の営業所の滅失時の 許可に関すること。		○						

る場合を含む。)									
第5条第1項 (第31条の23で準用する場合を含む。)	許可申請書の受理に関すること。								○
第5条第2項 (第31条の23で準用する場合を含む。)	許可証の交付に関すること。								○
第5条第3項 (第31条の23で準用する場合を含む。)	風俗営業の不許可の通知に関すること。		○						
第5条第4項 (第31条の23で準用する場合を含む。)	許可証の再交付に関すること。								○
第7条第1項 (第31条の23で準用する場合を含む。)	相続の承認に関すること。		○						
第7条第5項 (第7条の2第3項及び第7条の3第3項	許可証の書換えに関すること。								○

(第31条の23で準用する場合を含む。)並びに第31条の23で準用する場合を含む。)									
第7条第6項並びに第10条第1項及び第3項（第31条の23で準用する場合を含む。）	返納に係る許可証の受理に關すること。								○
第7条の2第1項（第31条の23で準用する場合を含む。）	法人の合併の承認に關すること。		○						
第7条の3第1項（第31条の23で準用する場合を含む。）	法人の分割の承認に關すること。		○						
第9条第2項（第20条第10項及び第31条の23で準用する場合を含む。）	營業所の構造及び設備の変更の承認に關すること。						○		

第9条第3項 (第20条第10項及び第31条の23で準用する場合を含む。)	変更届出の受理に関すること。								○
第9条第4項 (第31条の23で準用する場合を含む。)	許可証の書換えに関すること。								○
第9条第5項 (第31条の23で準用する場合を含む。)	特例風俗営業者の変更届出書の受理に関すること。								○
第10条の2第1項(第31条の23で準用する場合を含む。)	特例風俗営業者の認定に関すること。		○						
第10条の2第3項(第31条の23で準用する場合を含む。)	認定証の交付に関すること。								○
第10条の2第4項(第31条の23で準用する場合を含む。)	不認定の通知に関すること。		○						

第10条の2第5項（第31条の23で準用する場合を含む。）	認定証の再交付に関するこ と。								○
第10条の2第6項（第31条の23で準用する場合を含む。）	特例風俗営業者の認定の取消 しに関するこ と。		○						
第10条の2第7項及び第9項（第31条の23で準用する場合を含む。）	返納に係る認定証の受理に関 すること。								○
第20条第2項	遊技機の認定に関するこ と。			○					
第20条第4項	遊技機の検定に関するこ と。			○					
第20条第5項	認定又は検定に必要な試験の 実施に関する事務の委任に関 すること。		○						
第24条第5項（第31条の23で準用する場合を含む。）	管理者の解任勧告に関するこ と。		○						
第24条第6項（第31条の23で準用する場合を含む。）	管理者に対する講習等に関す ること。			○					

第25条	風俗営業者に対する指示に 関すること。						○		
第27条第1項	店舗型性風俗特殊営業の営 業開始届出書等の受理に 関すること。						○		
第27条第2項	店舗型性風俗特殊営業の 廃止（第31条の12第2 項で準用する場合を 含む。）又は変更届出書 の受理に關すること。								○
第27条第4項	店舗型性風俗特殊営業届 出確（第31条の12第 2項で準用する場合を 含む。）認書の交付に 關すること。						○		
第29条	店舗型性風俗特殊営業 者に対する指示に關 すること。						○		
第31条第1 項、第2項及 び第3項（第 31条の5第3 項及び第31 条の6第3項 で準用する 場合を 含む。）	標章の貼付及び除去に 關すること。								○
第31条の2第 1項	無店舗型性風俗特殊 営業の営業開始届出 書の受理に關 すること。						○		
第31条の2第 2項（第31条	無店舗型性風俗特殊 営業の廃止又は変更 届出書の受理に關								○

の7第2項及び第31条の17第2項で準用する場合を含む。)	すること。								
第31条の2第4項（第31条の7第2項及び第31条の17第2項で準用する場合を含む。)	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付にすること。						○		
第31条の4第1項	無店舗型性風俗特殊営業者に対する指示にすること。						○		
第31条の4第2項	無店舗型性風俗特殊営業に係る違反広告物の除去にすること。		○						
第31条の6第1項（第31条の6第3項で準用する場合を含む。)	無店舗型性風俗特殊営業者に係る処分移送通知書の他の公安委員会への送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理にすること。		○						
第31条の6第2項第1号	無店舗型性風俗特殊営業者に対する処分移送通知書に係る指示にすること。		○						
第31条の7第1項	映像送信型性風俗特殊営業の営業開始届出書の受理にすること。						○		
第31条の9第1項	映像送信型性風俗特殊営業者に対する指示にすること。						○		

第31条の9第2項	自動公衆送信装置設置者に対する勧告に関する事		○						
第31条の10	映像送信型性風俗特殊営業者に対して行う年少者利用防止のための命令に関する事		○						
第31条の11第1項	映像送信型性風俗特殊営業者に係る処分移送通知書の他の公安委員会への送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理に関する事		○						
第31条の11第2項第1号	映像送信型性風俗特殊営業者に対する処分移送通知書に係る指示に関する事			○					
第31条の11第2項第2号	映像送信型性風俗特殊営業者に対する処分移送通知書に係る措置命令に関する事		○						
第31条の12第1項	店舗型電話異性紹介営業開始届出書の受理に関する事						○		
第31条の14	店舗型電話異性紹介営業者に対する指示に関する事						○		
第31条の16第1項、第2項及び第3項	標章の貼付及び除去に関する事								○
第31条の17第1項	無店舗型電話異性紹介営業開始届出書の受理に関する事						○		
第31条の19第1項	無店舗型電話異性紹介営業者に対する指示に関する事						○		
第31条の19第2項	無店舗型電話異性紹介営業に係る違反広告物の除去に関する事		○						

	ること。								
第31条の21 第1項	無店舗型電話異性紹介営業に係る処分移送通知書の他の公安委員会への送付及び他の公安委員会からの受理に関する こと。		○						
第31条の21 第2項第1号	無店舗型電話異性紹介営業 者に対する処分移送通知書に係 る指示に関すること。			○					
第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可に 関すること。		○						
第31条の24	特定遊興飲食店営業者に対す る指示に関すること。						○		
第33条第1項	深夜酒類提供飲食店の営業開 始届出書等の受理に関するこ と。						○		
第33条第2項	深夜酒類提供飲食店営業の廃 止又は変更届出書の受理に関 すること。								○
第34条第1項	飲食店営業者に対する指示に 関すること。						○		
第35条の4第 1項	接客業務受託営業者に対する 指示に関すること。						○		
第35条の4第 3項	接客業務受託営業者に係るの 処分移送通知書の他の公安委 員会への送付及び他の公安委 員会から送付された処分移送 通知書の受理に関すること。		○						
第35条の4第 4項第1号	接客業務受託営業者の処分移 送通知書に係る指示に関する こと。			○					

第37条第1項	報告又は資料の提出の要求に 関すること。						○		
第38条第5項	少年指導委員に対する研修に 関すること。			○					
第38条の2第 1項	少年指導委員による立入りに 関すること。			○					
第38条の2第 2項	少年指導委員に対する指示に 関すること。			○					
第38条の2第 3項	少年指導委員からの報告の受 理に関すること。			○					
第39条第2項 第5号	管理者に対する講習の委託に 関すること。		○						
第39条第2項 第6号及び第 7号	調査の委託に関すること。		○						
第39条第3項	風俗環境浄化協会に対する改 善措置命令に関すること。	○							
第41条第1項	聴聞の実施に関すること。	○							
第41条第2項	聴聞の通知及び公示に関する こと。		○						
第41条の2	指定医の指定に関すること。	○							
第41条の3第 1項	国家公安委員会への報告に関 すること。		○						
第41条の3第 2項	他の公安委員会への通報及び 他の公安委員会からの通報の 受理に関すること。		○						
第42条	所轄庁に対する飲食店営業等 の停止の通知に関すること。		○						
第44条第1項	風俗営業者に係る団体の届出 の受理に関すること。	○							

風俗営業等の 規制及び業務 の適正化等に 関する法律施 行規則（昭和 60年国家公安 委員会規則第 1号）	第10条第2項 （第78条第2 項で準用す る場合を含 む。）	許可の通知に関すること。								○
	第10条第3項 （第78条第2 項で準用す る場合を含 む。）	風俗営業管理者証の交付に関 すること。								○
	第13条第1項 （第81条で 準用する場 合を含む。）	相続承認申請書の受理に関す ること。								○
	第14条第1項 （第82条で 準用する場 合を含む。）	合併承認申請書の受理に関す ること。								○
	第15条第1項 （第83条で 準用する場 合を含む。）	分割承認申請書の受理に関す ること。								○
	第16条（第22 条、第84条及 び第90条で 準用する場 合を含む。）	相続の承認及び不承認、法人 合併の承認及び不承認並びに 法人分割の承認及び不承認の 通知に関すること。								○
	第26条第2項 （第94条第2 項で準用す る場合を含	特例風俗営業者に対する認定 の通知及び認定証の交付に関 すること。								○

	む。)								
	第40条第1項 (第96条第3項で準用する場合を含む。)	管理者講習の通知に関するこ と。			○				
	第40条第2項 (第97条第3項で準用する場合を含む。)	管理者講習を受講できない理 由書の受理に関すること。					○		
	第44条第2項 (第55条第2項及び第66条第2項で準用する場合を含む。)	店舗型性風俗特殊営業届出確 認書不交付通知書の交付に関 すること。					○		
	第45条(第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項で準用する場合を含む。)	店舗型性風俗特殊営業届出確 認書の再交付に関すること。							○
	第46条(第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項で準用	店舗型性風俗特殊営業届出確 認書の返納の受理に関するこ と。							○

行細則（平成		と。										
28年佐賀県公 安委員会規則 第5号)	第16条第2項	指定医の公示に関する事			○							
少年指導委員 規則（昭和60 年国家公安委 員会規則第2 号)	第2条第2項	少年指導委員の氏名及び住所 を関係住民に周知させるため の措置に関する事。			○							
	第8条	少年指導委員の解嘱に伴う理 由の通知及び弁明の機会の付 与に関する事。		○								
警察官職務執 行法（昭和23 年法律第136 号)	第4条第2項	避難等の報告の受理及び他の 公の機関に対する措置の要請 に関する事。	○									
消防法（昭和 23年法律第 186号)	第11条第7項 （第11条の4 第3項で準用 する場合を 含む。）	市町村長等からの通報の受理 に関する事。		○								
古物営業法 （昭和24年法 律第108号)	第3条	古物営業等の許可に関する事			○							
	第5条第1項	許可申請の受理に関する事										○
	第5条第2項	許可証の交付に関する事。										○
	第5条第3項	不許可の通知に関する事。			○							
	第5条第4項	許可証の亡失等届出の受理及 び許可証の再交付に関する事										○
	第7条第1項、 第2項及び第 3項	変更届出の受理に関する事										○

第7条第5項	許可証の書換えに関するこ と。								○
第8条第1項 及び第3項	返納に係る許可証の受理に関 すること。								○
第8条の2第1 項	自動公衆送信による閲覧に関 すること。			○					
第8条の2第2 項	閲覧事項に変更があった場合 の補正に関すること。			○					
第10条第1項 及び第2項	競り売りの届出の受理に関す ること。								○
第10条第3項	送信元を識別するための文 字、番号等の届出の受理に関 すること。								○
第10条の2第 1項	古物競りあっせん業の営業開 始届出の受理に関すること。						○		
第10条の2第 2項	古物競りあっせん業の廃止届 出及び届出事項の変更届出の 受理に関すること。								○
第13条第4項	古物商又は古物市場主に対す る当該管理者の解任勧告に関 すること。			○					
第14条第1項 ただし書	仮設店舗における営業の届出 ただし書 受理に関すること。								○
第21条の5第 1項及び第21 条の6第1項	盗品等の売買の防止や速やか な発見に資する方法の基準に 適合している古物競りあっせ ん業者であることの認定に関 すること。		○						
第23条	古物商又は古物市場主に対す る指示に関すること。						○		
第25条第2項	聴聞の通知及び公示に関する			○					

条の14第2項 で準用する 場合を含む。 む。)	すること。								
第19条の13	認定外国古物競りあっせん業 者に係る廃止等の届出の受理 に関すること。								○
第19条の14 第1項	認定外国古物競りあっせん業 者に係る認定の取消しに関す ること。	○							
第22条第1項	盗品売買等防止団体の承認申 請の受理に関すること。		○						
第24条第1項	盗品売買等防止団体に係る承 認の通知及び公示に関すること。 と。		○						
第24条第2項	盗品売買等防止団体に係る不 承認の通知に関すること。		○						
第25条第1項	盗品売買等防止団体に係る変 更届出の受理に関すること。		○						
第25条第3 項、第28条第 3項及び第29 条第2項	盗品売買等防止団体に係る変 更、廃止及び承認の取消しの 公示に関すること。		○						
第25条第4項	盗品売買等防止団体に係る変 更後の事項を記載した書類の 受理に関すること。		○						
第25条第5項	盗品売買等防止団体に係る業 務規程等の変更の認可に関す ること。		○						
第26条第1項 及び第2項	盗品売買等防止団体に係る事 業計画書等の受理に関するこ		○						

第17条第4項 及び第50条 の2第1項	猟銃用火薬類等の譲渡許可証 又は譲受許可証の交付に關す ること。								○
第17条第6項 及び第50条 の2第1項	猟銃用火薬類等の譲渡許可証 又は譲受許可証の有効期間の 決定に關すること。						○		
第17条第7項 及び第50条 の2第1項	猟銃用火薬類等の譲渡許可証 又は譲受許可証の書換えに關 すること。								○
第17条第8項 及び第50条 の2第1項	猟銃用火薬類等の譲渡許可証 又は譲受許可証の再交付に關 すること。								○
第19条第1項	火薬類運搬の届出の受理及び 運搬証明書の交付に關するこ と。						○		
第19条第2項 及び第3項	火薬類の運搬についての指示 に關すること。						○		
第19条第4項	運搬証明書の有効期間、書換 え、再交付及び返納に關する こと。								○
第24条第1項 及び第50条 の2第1項	猟銃用火薬類等の輸入の許可 に關すること。	○							
第24条第3項 及び第50条 の2第1項	猟銃用火薬類等の輸入の届出 の受理に關すること。						○		
第25条第1項 及び第50条 の2第1項	猟銃用火薬類等の消費許可に 關すること。						○		
第43条第2項	火薬類取扱場所への立入検査 に關すること。						○		

	第45条	緊急措置に関すること。							○		
	第52条第1項	火薬類の譲渡、譲受け又は消費の意見に関すること。							○		
	第52条第2項及び第3項	知事又は経済産業大臣からの通報及び国土交通大臣からの通報の受理に関すること。			○						
	第52条第4項	火薬類の取扱いに關しての措置要請に關すること。			○						
	第55条第1項	処分に係る者への予告及び意見の聴取の決定に關すること。			○						
	第55条第3項	証拠の受取り及び意見の聴取に關すること。			○						
火薬類取締法 施行令（昭和 25年政令第 323号）	第2条	返納に係る譲渡許可証等の受理に關すること。									○
	第3条	返納に係る運搬証明書の受理に關すること。									○
	第4条	都道府県公安委員会の間の連絡に關すること。			○						
猟銃用火薬類 等の譲渡、譲 受け、輸入及 び消費に關す る内閣府令 （昭和41年総 理府令第46 号）	第2条第1項	猟銃用火薬類等の譲渡許可申請の受理に關すること。									○
	第3条第1項	猟銃用火薬類等の譲受許可申請の受理に關すること。									○
	第8条	譲渡許可証等の継続記載欄の追加に關すること。									○
	第9条第1項	猟銃用火薬類等の輸入許可申請の受理に關すること。									○
	第9条第3項	猟銃用火薬類等の輸入許可書（第11条第2項で準用す									○

[illegible]

	2項	を立体的区域として決定又は変更し、自動車専用道路の通行を禁止又は制限するなどの協議等に対する回答に関すること。									
警察法（昭和29年法律第162号）	第60条第2項	災害、人命救助、犯罪捜査等で緊急を要する場合及び犯罪捜査共助規則第13条第1項に規定する専門捜査員の派遣に関する場合の他の都道府県警察に対して援助を要求する場合の必要事項の警察庁への連絡に関すること。	○								
	第79条第2項	苦情申出の申出者に対する処理結果の通知に関すること。			○						
武器等製造法（昭和28年法律第145号）	第28条第1項	経済産業大臣又は知事からの通報の受理に関すること。			○						
道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）	第8条第1項 第8号	高速自動車国道法第24条の2において準用する道路法第95条の2第2項の規定による協議等に関すること。（道路管理者の権限の代行）			○						
	第8条第1項 第31号	道路法第95条の2第1項の規定による意見等に対する回答及び同条第2項の規定による協議等に対する回答に関すること。（道路管理者の権限の代行）			○						
	第9条第1項 第13号	道路法第95条の2第1項の規定による意見等に対する回答及			○						

		び同条第2項の規定による協議等に対する回答に関すること。（道路管理者の権限の代行）										
高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）	第24条の2	中央線、車道外側線の設置又は通行の禁止若しくは制限に対する協議回答に関すること。			○							
駐車場法（昭和32年法律第106号）	第3条第2項	駐車場整備地区に関する知事の都市計画策定、承認等に対する意見回答に関すること。			○							
	第4条第3項	市町村の駐車場整備計画に対する意見回答に関すること。			○							
	第4条第4項	市町村からの駐車場整備計画の通知の受理に関すること。			○							
	第4条第5項	市町村の駐車場整備計画の変更に対する意見回答及び市町村からの駐車場整備計画の変更通知の受理に関すること。			○							
	第5条第2項	路上駐車場の設置の際の意見回答に関すること。			○							
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第5項	核燃料物質等の運搬についての届出の受理及び運搬証明書の交付に関すること。	○									
	第59条第6項	運搬の日時、経路等に関する指示に関すること。			○							
	第59条第7項	指示の内容の運搬証明書への記載に関すること。			○							
	第59条第9項	運搬証明書の書換えに関すること。			○							
	第59条第10項	運搬証明書の再交付に関する			○							

関する法律施行令（昭和35年政令第259号）	第18条第1項第2号	他の公安委員会に対する指示内容の通知にすること。			○						
	第18条第1項第3号	他の公安委員会との連絡にすること。			○						
放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号）	第2条第4項	届出書の交付にすること。			○						
	第3条第2項	指示書の交付にすること。			○						
	第5条第3項	報告書の受理にすること。			○						
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第3条第1項第11号及び第13号	製造業の届出の受理にすること。						○			
	第3条第1項第12号及び第14号	販売業の届出の受理にすること。						○			
	第3条第1項第15号	輸出のための刀剣類の製作業の届出の受理にすること。						○			
	第3条第2項	人命救助等に従事する者に関する届出の受理にすること。						○			
	第3条第3項	使用人届出済証明書の届出の受理にすること。						○			
	第3条の2第2項	武器等製造業事業等の使用人の届出の受理にすること。						○			
	第4条第1項第1号	ライフル銃（第5条の2第4項に規定する猟銃をいう。）の所持許可にすること。	○								
		猟銃（ライフル銃を除く。）若しくは空気銃又はクロスボ		○							

	ウの所持許可（第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者に対する許可）に関すること。								
	猟銃（ライフル銃を除く。）若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可（第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者に対する許可）に関すること。						○		
第4条第1項第2号、第2号の2、第6号及び第7号	銃砲等又は刀剣類の所持許可に関すること。						○		
第4条第1項第3号から第5号まで、第5号の3及び第8号から第10号まで	銃砲等又は刀剣類の所持許可に関すること。		○						
第4条第1項第5号の2	空気拳銃の所持許可に関すること。		○						
	空気銃（空気拳銃を除く。）の所持許可に関すること。						○		
第4条第2項	第4条第1項第1号の規定により許可するライフル銃の所持許可に係る条件の付与及び変更に関すること。	○							
	第4条第1項第1号の規定により許可する猟銃（ライフル銃を除く。）若しくは空気銃又		○						

	はクロスボウの所持許可（第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者に対する許可）に係る条件の付与及び変更に関する事							
	第4条第1項第1号の規定により許可する猟銃（ライフル銃を除く。）若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可（第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者に対する許可）及び同項第2号、第2号の2、第6号又は第7号の規定により許可する銃砲等又は刀剣類の所持許可に係る条件の付与及び変更に関する事					○		
	第4条第1項第3号から第5号まで及び第8号から第10号までの規定により許可する銃砲又は刀剣類の所持許可に係る条件の付与及び変更に関する事	○						
	第4条第1項第5号の2の規定により許可する空気拳銃又は同項第5号の3の規定により許可するクロスボウの所持許可に係る条件の付与及び変更に関する事	○						
	第4条第1項第5号の2の規定により許可する空気銃（空気拳銃を除く。）の所持許可に係る条件の付与及び変更に関する事					○		

	る条件の付与及び変更に関する こと。								
第4条の2第1 項(第5条の4 第3項、第6 条第3項、第7 条の3第3項、 第9条の5第4 項、第9条の 10第3項及び 第9条の16第 2項において 準用する場 合を含む。)	許可申請の受理に関するこ と。								○
第4条の3第1 項(第7条の3 第3項におい て準用する 場合を含 む。)	認知機能検査に関すること。								○
第4条の3第2 項(第7条の3 第3項におい て準用する 場合を含 む。)	医師の指定に関すること。	○							
	受診命令等に関すること。						○		
第4条の4第1 項	銃砲等又は刀剣類の確認に関 すること。								○
第4条の4第2 項及び第9条 の6第3項(第	番号又は記号の打刻命令に関 すること。						○		

9条の11第2項において準用する場合を含む。)									
第4条の4第3項	クロスボウの番号又は記号の表示措置命令に関すること。						○		
第5条の3第1項並びに第2項及び第5条の3の2第1項並びに第2項	講習会の開催及び講習修了証明書の交付に関すること。			○					
第5条の3第3項（第5条の4は再交付申請の受理に関する第3項、第5	講習修了証明書の書換申請又は再交付申請の受理に関すること。								○
条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項、第9	講習修了証明書の書換えに関すること。								○
条の14第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。)及び第5条の3の2第3項	講習修了証明書の再交付に関すること。			○					
第5条の3第4項（第9条の14第3項において準用する場合を含	講習会の事務の委託に関すること。			○					

む。)及び第5条の3の2第4項									
第5条の4第1項及び第2項	技能検定に使用する猟銃の指 定並びに技能検定の実施及び 合格証明書の交付に関するこ と。	○							
第5条の5第1項、第2項及び第4項	技能講習の実施、技能講習修 了証明書の交付及び事務の委 託に関すること。		○						
第6条第1項	国際競技に参加するため入国 する外国人に係る銃砲等又は 刀剣類の所持許可に関するこ と。	○							
第7条第1項 及び第2項	許可証の交付又は許可証への 記載及び許可証の書換え又は 再交付に関すること。								○
第7条の3第2項	ライフル銃の所持許可の更新 に関すること。		○						
	猟銃（ライフル銃を除く。） 若しくは空気銃又はクロスボ ウの許可の更新に関するこ と。						○		
第8条第2項、 第4項及び第 5項並びに第 9条第3項	返納に係る許可証の受理に関 すること。								○
第8条第3項	許可事項の抹消に関するこ と。								○
第8条第7項、 第8条の2第2項	銃砲等又は刀剣類若しくは拳 銃部品の提出命令及び仮領置						○		

項、第9条の8に関すること。 第3項、第9条の12第2項、第11条第8項及び第9項並びに第11条の2第1項から第3項								
第8条第8項、銃砲等又は刀剣類若しくは拳銃部品の返還に関すること。 第8条の2第3項、第9条の8第4項、第9条の12第3項、第11条第10項及び第11項並びに第11条の2第4項及び第5項						○		
第8条第9項 銃砲等又は刀剣類の売却、廃棄及び第10項 棄及び売却代金の交付に関すること。 （第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第12項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項にお						○		

いて準用する場合を含む。)									
第9条の2第1項	指定射撃場の指定申請の受理に関すること。								○
第9条の3第1項及び第9条の3の2第1項	射撃指導員の指定申請の受理に関すること。 射撃指導員の指定に関すること。								○
第9条の3第2項及び第9条の3の2第2項	射撃指導員の指定の解除に関すること。	○							
第9条の4第1項	猟銃に係る教習射撃場の指定申請の受理に関すること。								○
	猟銃に係る教習射撃場の指定に関すること。	○							
第9条の4第2項(第9条の9第2項の規定において準用する場合を含む。)	教習射撃指導員の選任又は解任の届出の受理に関すること。								○
第9条の4第3項(第9条の9第2項において準用する場合を含む。)	教習射撃指導員の解任命令に関すること。	○							
第9条の5第2項	射撃教習及を受ける資格の認定及び認定証の交付に関すること。		○						

第9条の5第3項（第9条の10第3項において準用する場合を含む。）	返納に係る認定証の受理に関すること。								○
第9条の6第2項（第9条の11第2項において準用する場合を含む。）	備付け銃の届出及び届出事項の変更の届出の受理に関すること。			○					
第9条の7第3項（第9条の11第2項、第10条の6第6項及び第10条の8第2項において準用する場合を含む。）	備付け銃に係る保管の設備又は方法の改善等の命令に関すること。			○					
第9条の9第1項	猟銃又は空気銃に係る練習射撃場の指定申請の受理に関すること。								○
	猟銃又は空気銃に係る練習射撃場の指定に関すること。	○							
第9条の10第2項及び第9条の16第1項	資格の認定及び認定証の交付に関すること。			○					
第9条の13第1項	年少射撃資格の認定申請の受理に関すること。								○

第10条の9第1項及び第2項	危害防止上必要な措置に係る指示に関する事 こと。		○							
第12条第1項	聴聞の通知及び公示に関する事 こと。			○						
第12条の3	医師の指定に関する事 こと。	○								
	報告徴収又は受診命令に関する事 こと。		○							
第13条	銃砲等又は刀剣類の許可証又は帳簿の検査等に関する事 こと。							○		
第13条の2	公務所等への照会等に関する事 こと。			○				○		
第13条の3第1項及び第3項	銃砲等又は刀剣類若しくは拳銃部品の提出命令及び保管に関する事 こと。							○		
第13条の3第2項及び第4項	銃砲等又は刀剣類若しくは拳銃部品の返還に関する事 こと。							○		
第14条第4項、第16条第2項及び第17項第3項	教育委員会からの銃砲又は刀剣類の登録等の通知の受理に関する事 こと。			○						
第18条の2第3項	教育委員会からの承認通知の受理に関する事 こと。			○						
第21条の3第1項第4号	所持禁止除外者への譲渡し及び輸出のための準空気銃の製造業又は輸出業の届出の受理に関する事 こと。		○							
第22条の2第1項（第22条	輸出のための模造拳銃の製造業又は輸出業の届出の受理に		○							

の3第2項で 準用する場 合を含む。)	関すること。								
第26条第1項	災害、騒乱等における銃砲等 又は刀剣類の授受等の禁止又 は制限に関すること。	○							
第26条第2項	告示された地域内における許 可銃砲等又は刀剣類の提出命 令及び仮領置に関すること。	○							
第26条第3項	告示した場合の議会の承認に 関すること。	○							
第26条第5項	告示の満了、効力の無効等 における仮領置に係る銃砲等又 は刀剣類の返還に関すること。	○							
第27条第1項	銃砲等又は刀剣類の提出命令 に関すること。						○		
第27条の2第 1項	業務についての報告徴収に関 すること。			○					
第27条の2第 2項	立入検査の実施に関するこ と。			○					
第27条の3	警察官等による拳銃等の譲受 け等の許可に関すること。た だし、次の各号のいずれかに 該当し、かつ、緊急やむを得 ない場合に限る。 (1) 拳銃等とこれに適合す る拳銃実包を共に譲り受け る場合以外の場合 (2) 拳銃等若しくは拳銃部 品の譲受け若しくは借受け	○							

		又は拳銃実包の譲受けが多 衆がい集する場所以外の場 所で行われる場合 (3) (1)及び(2)にかかげる もののほか、危害予防上の 措置が十分になされている 場合								
	第28条の2第 3項	猟銃安全指導委員に対する情 報提供に関すること。						○		
	第28条の2第 6項	猟銃安全指導委員に対する研 修に関すること。			○					
	第29条第1項	銃砲等又は刀剣類を所持する 者に係る申出の受理に関する こと。			○			○		
	第29条第2項	銃砲等又は刀剣類を所持する 者に係る申出に関する調査及 び措置に関すること。			○					
銃砲刀剣類所 持等取締法施 行令（昭和33 年政令第33 号）	第2条第3号	銃砲等の所持が許可される試 験又は研究の場所の構造設備 に関する条件に関すること。			○					
	第6条	射撃競技用拳銃、公演用銃砲 刀剣類等の所持が許可される 者に対する許可の期間に関す ること。			○					
	第17条第2項 及び第19条 の2第2項	講習会の開催日時等の公表に 関すること。			○					
	第18条及び 第19条の3	考査の実施に関すること。			○					
	第20条第1項	技能検定の実施日時等の通知 に関すること。			○					

	第21条第1項	技能講習の実施日時等の通知 に關すること。								○
	第24条第1項 及び第2項	国際競技に参加するために入 国する外国人に係る所持許可 の期間及びその期間の延長に 關すること。		○						
	第29条第1項	年少射撃資格講習の開催日時 等の公表に關すること。			○					
	第30条	考査の実施に關すること。			○					
	第35条	他の公安委員会への通知及び 他の公安委員会からの通知の 受理に關すること。			○					
銃砲刀劍類所 持等取締法施 行規則（昭和 33年総理府令 第16号）	第4条第2項 及び第3項	記載事項変更の届出の受理及 び届出書の交付に關するこ と。								○
	第4条第4項	廃止の届出の受理に關するこ と。								○
	第5条第2項	人命救助等に従事する届出済 証明書の交付に關すること。								○
	第6条第2項	使用人届出済証明書の交付に 關すること。								○
	第6条第3項 （第5条第3 項で準用す る場合を含 む。）	使用人届出済証明書の記載事 項変更届出の受理に關するこ と。								○
	第6条第5項 （第5条第3 項で準用す る場合を含 む。）	使用人届出済証明書の亡失、 盗難又は滅失の届出の受理に 關すること。								○

第10条第1項 第1号	知識経験を有する医師の認定 に關すること。			○					
第10条第3項	医師の受診の求めに關すること。						○		
第12条第2項	推薦の取消通知の受理に關すること。			○					
第18条	打刻命令書の交付に關すること。								○
第18条の2	表示措置命令書の交付に關すること。								○
第20条	講習会の受講申込みの受理に關すること。								○
第26条	技能講習の受講申込みの受理に關すること。								○
第30条	国際競技に参加するために入 国した外国人に係る所持許可 期間の延長申請の受理に關すること。						○		
第35条第1項 及び第2項	新たな許可証の交付に關する こと。								○
第38条	仮領置書の交付及び保管書の 返還に關すること。								○
第40条	銃砲等又は刀劍類の返還時の 仮領置書及び受領書の受理に 關すること。								○
第41条（第 108条及び第 114条で準用 する場合を 含む。）	仮領置書及び代金領収書の受 理並びに売却代金明細書の交 付に關すること。								○
第44条	射撃指導員の指定書の交付に			○					

	関すること。								
第45条	射撃指導員の指定解除通知書の交付に関すること。			○					
第46条第1項	射撃指導員指定申請書の記載事項変更の届出の受理に関するこすること。								○
第46条第2項	射撃指導員指定書の再交付申請の受理に関すること。								○
	射撃指導員指定書の再交付に関すること。			○					
第51条(第65条において準用する場合を含む。)	教習射撃場指定書の交付に関すること。			○					
第53条(第67条において準用する場合を含む。)	教習射撃指導員解任命令書の交付に関すること。			○					
第54条(第68条において準用する場合を含む。)	記載事項変更の届出の受理に関すること。			○					
第58条第2項(第72条において準用する場合を含む。)	教習用備付け銃届出書等の交付に関すること。			○					
第61条	教習射撃場指定解除通知書の交付に関すること。			○					
第62条	教習修了証明書交付禁止通知書の交付に関すること。			○					

第74条	練習射撃場指定解除通知書の 交付に関すること。			○					
第80条	年少射撃資格講習の受講申込 みの受理に関すること。								○
第90条第2項 及び第3項	記載事項変更の届出の受理及 び届出書の交付に関すること。			○					
第93条	保管業務廃止等命令書の交付 に関すること。			○					
第94条	使用実績報告書の受理に関す ること。						○		
第96条	保管書の交付に関すること。								○
第97条	銃砲等又は刀剣類若しくは拳 銃部品の返還時の保管書及び 受領書の受理に関すること。						○		
第100条第2 項及び第102 条第3項（第 103条第2項 で準用する 場合を含 む。）	記載事項変更の届出の受理に 関すること。								○
第100条第3 項及び第102 条第4項（第 103条第2項 で準用する 場合を含 む。）	届出書の交付に関すること。								○
第100条第4 項及び第102	事業の廃止届出の受理に関す ること。								○

[illegible]

			長	長	長 等	席	長 補 佐	長	署 長	
自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）	第19条第2項	自動車ターミナル業の許可並びに自動車ターミナルの位置、規模及び設備の変更の意見回答に関する事。			○					
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第4条第1項	道路標識等の設置に関する事。（信号機・最高速度・環状交差点・高速自動車国道・自動車専用道路に係るものを除く。）		○						
		信号機又は道路標識等の設置に係るもののうち規制路線、場所等の表示の変更に関する事。			○					
		道路標識等の管理に関する事。			○			○		
		信号機の管理に関する事。			○			○		
		すでに実施中の交通規制の効力を一時的に停止させるための決定に関する事（1か月以内のものに限る。）。						○		
	第5条第2項	信号機の設置又は管理に係る事務の委任に関する事。	○							
	第15条の3第1項	遠隔操作型小型車の通行の届出の受理に関する事。			○					
	第15条の3第3項	遠隔操作型小型車の届出番号の通知に関する事。			○					
	第15条の5第1項	遠隔操作型小型車の使用者に対する報告要求に関する事。			○					

	と。								
第15条の6	遠隔操作型小型車の使用者に対する指示に関すること。	○							
第22条の2第1項	最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示に関すること。	○							
第22条の2第2項（第66条の2第2項で準用する場合を含む。）	監督行政庁との協議に関すること。		○						
第44条第2項第2号	旅客の運送の用に供する自動車の停留所又は停留場における駐車又は停車に関する合意及び公示に関すること。		○						
第45条の2第2項	高齢運転者等標章に係る交付申請の受理及び交付に関すること。						○		
第45条の2第3項	高齢運転者等標章に係る再交付申請の受理に関すること。								○
第45条の2第4項	返納に係る高齢運転者標章の受理に関すること。								○
第49条第1項	パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の管理に関すること。		○						
第49条第2項	時間制限駐車区間における駐車 of 適正を確保するための措置に関すること。		○						
第49条第3項	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務等の委託	○							

	に關すること。								
第51条の4第3項	警察署長が標章を取付けさせたときの報告の受理に關すること。			○					
第51条の4第4項	放置違反金納付命令に關すること。			○					
第51条の4第6項	弁明の機會の付与に關すること。			○					
第51条の4第7項	所在が判明しない者への通知に關すること。			○					
第51条の4第10項	仮納付をした者に対する納付命令に關すること。			○					
第51条の4第12項	仮納付金の返還に關すること。			○					
第51条の4第13項	放置違反金の督促に關すること。		○						
第51条の4第14項	放置違反金等の徴収に關すること。		○						
第51条の4第16項	放置違反金の納付命令の取消しに關すること。			○					
第51条の4第17項	納付命令の取消し通知及び放置違反金等の還付に關すること。			○					
第51条の4第18項	放置違反金等の徴収又は還付に關する書類の送達及び公示送達に關すること。			○					
第51条の5第1項	車両の使用者等に対する必要な報告又は資料の提出の要求に關すること。			○					
第51条の5第	照会又は協力の要求に關する			○					

2項	こと。								
第51条の6第1項	国家公安委員会への報告及び 国家公安委員会からの通知の 受理に関する事。			○					
第51条の8第4項	法人の登録に関する事。			○					
第51条の8第6項	法人の登録の更新に関するこ と。			○					
第51条の9	法人に対する適合命令に關す る事。			○					
第51条の11第1項	法人に対する報告徴収又は立 入検査に関する事。			○					
第51条の13第1項	駐車監視員資格者証の交付に 関する事。			○					
第51条の15第1項	放置違反金に関する事務の委 託に関する事。	○							
第58条の4	過積載車両の使用に対する 指示に関する事。	○							
第59条第2項及び第3項	自動車のけん引許可及び許可 証の交付に関する事。			○					
第66条の2第1項	過労運転車両の使用に対する 指示に関する事。	○							
第74条の3第5項	安全運転管理者及び副安全運 転管理者（以下「安全運転管 理者等」という。）の選任又 は解任の届出の受理に關する こと。			○					
第74条の3第8項	自動車の使用者に対する是正 措置命令に關する事。			○					
第74条の3第	安全運転管理者等に対する講			○					

9項	習の通知に関する事。								
第75条第3項 (第75条の2 第3項で準用 する場合を 含む。)	監督行政庁からの意見聴取に 関すること。			○					
第75条第4項 (第75条の2 第3項で準用 する場合を 含む。)	自動車の使用制限命令を行う 場合の聴聞の実施の決定に関 すること。			○					
第75条第5項 (第75条の2 第3項で準用 する場合を 含む。)	聴聞の通知及び公示に関する こと。			○					
第75条第9項 (第75条の2 第3項で準用 する場合を 含む。)	文書の交付及び標章の貼り付 けに関する事。			○					
第75条第10 項(第75条の 2第3項で準 用する場合 を含む。)	標章の除去申請の受理及び標 章の除去に関する事。			○					
第75条の2の 2第1項	安全運転管理者に関する報告 又は資料の提出の要求に関す ること。			○					
第75条の2の 2第2項	必要な報告又は資料の提出の 要求に関する事。			○					

第75条の25 第1項	特定自動運行実施者に対する 報告要求等に関する事	○						
第75条の25 第4項	官庁等に対する照会又は協力 要求に関する事		○					
第75条の26 第1項	特定自動運行実施者に対する 指示に関する事	○						
第75条の26 第2項（第75 条の27第2項 で準用する 場合を含む。 ）	特定自動運行実施者に対する 指示をしようとする場合の監 督行政庁からの意見聴取に関 すること。		○					
第75条の27 第3項	特定自動運行の許可の取消等 の公示に関する事		○					
第89条第1項	運転免許の申請書及び質問票 の受理に関する事				○			
第89条第2項	質問票の交付に関する事				○			
第89条第3項	技能検査に係る免許申請書の 受理及び書面の交付に関する 事				○			
第90条第1項 及び第2項	運転免許試験の合格者に対す る免許の付与（免許の拒否を 除く。）に関する事		○					
第90条第4項 （第90条第7 項及び第14 項で準用す る場合を含 む。）	運転免許の拒否又は保留に係 る者の弁明の機会の付与に関 すること。		○					
第90条第5項	運転免許の事後停止（90日以 上）に関する事	○						

	運転免許の事後停止（90日未満）に関すること。			○					
第90条第8項	適性検査を受け、又は医師の診断書を提出すべき旨の命令に関すること。			○					
第90条第11項	運転免許の取消し等の処分通知に関すること。			○					
第90条第12項	講習を終了した者に対する保留の期間又は効力の停止の期間の短縮に関すること。			○					
第90条第13項	仮免許の拒否に関すること。			○					
第90条の2第2項	運転免許の拒否に関すること。			○					
第91条	運転できる自動車等の種類の限定並びに運転についての必要な条件の付与及びこれらの変更に関すること。			○					
第91条の2第1項	申請による免許条件の付与申請の受理に関すること。					○			○
	申請による免許条件の変更申請の受理に関すること。			○					
第91条の2第2項	申請による免許条件の付与に関すること。					○			○
	申請による免許条件の変更に 関すること。			○					
第91条の2第3項	申請による免許条件の変更の 審査に関すること。			○					
第92条第1項及び第2項	運転免許証の交付に関するこ と。					○			○

第93条第2項	運転免許の条件に係る事項の記載に関すること。				○			○
第93条の2	免許の電磁的方法による記録に関すること。		○					
第94条第1項	運転免許証の記載事項の変更届の受理及び記載事項の変更に関すること。				○			○
第94条第2項	運転免許証の再交付に関すること。			○			○	
第95条の2第1項	特定免許情報の記録の申請の受理に関すること。				○			○
第95条の2第3項	特定免許情報の記録に関すること。		○			○		
第95条の2第4項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の免許証の返納の受理に関すること。				○			○
第95条の2第5項	特定免許情報の記録の申請の受理に関すること（第106条の3第3項において準用する場合を含む。）。				○			○
第95条の2第6項	免許証の交付を希望しない旨の申出の受理に関すること（第106条の3第3項において準用する場合を含む。）。				○			○
第95条の2第10項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の免許情報記録の抹消に関すること。		○			○		
第95条の2第11項	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証				○			○

	の交付の申請の受理に関する こと。								
第95条の3	読み替えて適用される第92条 第2項の規定に基づく免許情 報記録の書換えに関するこ と。			○			○		
	読み替えて適用される第93条 第2項の規定に基づく運転免 許の条件付与又は条件の変更 に係る免許情報記録個人番号 カードへの当該条件の記録に 関すること。			○			○		
第95条の5第 2項	読み替えて適用される第94条 第1項の規定に基づく免許証 の記載事項の変更届出の受理 に関すること。					○			○
第97条の2第 1項第3号イ 及びロ、第 101条の4第2 項並びに第 101条の7第1 項	認知機能検査の実施に関する こと。			○					
第97条の2第 1項第3号イ 及びハ、並び に第101条の 4第3項	運転技能検査の実施に関する こと。			○					
第97条の2第 2項	特定失効者又は特定取消処分 者の運転免許試験の免除に関 すること。			○					

第97条の2第3項	外国免許証切替の確認及び運転免許試験の一部免除に関すること。			○					
第97条の2第4項	運転免許試験の一部免除（外国免許証切替に係る一部免除を除く。）に関すること。			○					
第97条の3第1項	不正受験者の運転免許試験の停止又は合格決定の取消しに関すること。			○					
第97条の3第2項	運転免許試験合格決定の取消しの通知に関すること。			○					
第97条の3第3項	運転免許試験の受験制限に関すること。			○					
第98条第2項	自動車教習所の届出の受理に関すること。			○					
第98条第3項 （第108条の32の2第4項及び第108条の32の3第2項で準用する場合を含む。）	必要な指導又は助言に関すること。			○					
第98条第4項 （第108条の32の2第4項及び第108条の32の3第2項で準用する場合を含む。）	自動車安全運転センターに対する自動車教習所職員の資質の向上を図るための措置要求に関すること。			○					

第98条第5項 (第108条の32の2第4項及び第108条の32の3第2項で準用する場合を含む。)	必要な報告又は資料の提出の要求に関すること。		○						
第99条の2第4項第1号	技能検定員の審査及び認定並びに技能検定員資格者証の交付に関すること。			○					
第99条の2第5項（第99条の3第5項で準用する場合を含む。）	技能検定員資格者証の返納命令に関すること。	○							
第99条の3第4項	教習指導員の審査及び認定並びに教習指導員資格者証の交付に関すること。			○					
第99条の4	指定自動車教習所職員に対する講習実施の通知に関すること。			○					
第99条の6第1項	報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査に関すること。		○						
第99条の7第1項及び第2項	指定自動車教習所の設置者又は管理者に対する基準に適合させるための措置命令及び業務に対する必要な命令に関すること。	○							
第100条の2	再試験の実施に関すること			○					

第1項	(合格及び不合格の決定を含む。)								
第100条の2 第4項(第100条の3第3項で準用する場合を含む。)	再試験の通知に関する事			○					
第100条の2 第5項	再試験受験申込書の受理に関する事			○					
第100条の3 第1項(第100条の3第3項で準用する場合を含む。)	試験移送通知書の送付及び他の公安委員会からの試験移送通知書の受理に関する事			○					
第100条の3 第2項	試験移送通知書に係る再試験の実施に関する事			○					
第101条第1項	更新申請書の受理に関する事					○			○
第101条第3項	更新通知書の送付に関する事			○					
第101条第4項	質問票の交付に関する事					○			○
第101条第5項	適性検査の実施に関する事			○			○		
第101条第6項	免許証等の更新及び経由更新の場合の免許情報記録の書換えに関する事			○			○		
第101条の2 第1項	更新期間前における免許証等の更新申請及び質問票の受理					○			○

	に関する事。								
第101条の2 第2項	質問票の交付に関する事。					○			○
第101条の2 第3項	更新期間前における免許証等の更新に係る適性検査の実施に関する事。			○			○		
第101条の2 第4項	更新期間前における免許証等の更新に関する事。			○			○		
第101条の2 第1項	免許証等の更新に係る申請先の特例（以下「経由申請」という。）に係る更新申請書の受理に関する事。					○			
第101条の2 第3項	免許情報記録の書換えを受けたい旨の申出の受理に関する事。					○			
第101条の2 第4項	経由申請に係る適性検査の実施に関する事。			○					
第101条の2 第5項	経由申請に係る更新申請書の内容（免許情報記録の書換えを受けたい旨の申出を含む。）及び適性検査結果についての通知に関する事。			○					
第101条の2 第6項	経由申請にかかる更新時講習実施結果の通知に関する事。			○					
第101条の2 第7項	経由地公安委員会からの適性検査の結果判断及び再検査を受けるべき旨の通知に関する事。			○					
第101条の3 第2項及び第	免許証等の更新の拒否に関する事。			○			○		

101条の4第4項									
第101条の4第5項	更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者に対する講習及び年齢が75歳以上の者に対する検査の通知に関すること。			○					
第101条の4第2第4項	経由地公安委員会への免許証の返納の受理に関すること。					○			
第101条の5	免許を受けた者に対する報告徴収に関すること。			○					
第101条の6第1項	医師からの届出の受理に関すること。			○					
第101条の6第2項	医師からの確認の求めに対する回答に関すること。			○					
第101条の6第4項	他の公安委員会に対する通知に関すること。			○					
第101条の7第1項	臨時認知機能検査の実施に関すること。			○					
第101条の7第2項	臨時認知機能検査の通知に関すること。			○					
第101条の7第4項	臨時認知機能検査の結果に基づいて行う臨時高齢者講習の実施に関すること。			○					
第101条の7第5項	臨時認知機能検査の結果に基づいて行う臨時高齢者講習の通知に関すること。			○					
第102条第1項、第2項、第3項及び第4項	臨時適性検査の実施又は医師の診断書を提出すべき旨の命令に関すること。			○					

第102条第5項	臨時適性検査の実施に関する こと。			○					
第102条第6項	臨時適性検査の実施の通知に 関すること。			○					
第103条第1項	運転免許の効力の停止（90日 以上）に関すること。		○						
	運転免許の効力の停止（90日 未満）に関すること。			○					
第103条第3項（第103条第5項、第104条の2の3第6項及び第107条の5第9項で準用する場合を含む。）	意見の聴取又は聴聞を行う免許の効力の停止に係る期間の定めに関すること。		○						
	処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理に関すること。			○					
第103条第5項（第107条の5第9項で準用する場合を含む。）	処分移送通知書に係る処分の執行に関すること。			○					
第103条第6項	適性検査を受け、又は医師の診断書を提出すべき旨の命令に関すること。			○					
第103条第9項（第104条の2の3第3項及び第107条の5第9項で準用する場合	処分の通知及び他の公安委員会からの処分の通知の受理に関すること。			○					

	合を含む。)								
第103条第10項（第107条の5第3項で準用する場合を含む。）	講習を終了した者に対する免許の効力の停止期間の短縮に関すること。			○					
第103条の2第5項（第107条の5第10項で準用する場合を含む。）	仮停止通知書等の受理に関すること。			○					
第103条の2第6項（第107条の5第10項で準用する場合を含む。）	処分移送通知書等の送付に関すること。			○					
第104条第1項（第104条の2の2第6項、第104条の2の4第6項及び第107条の5第4項で準用する場合を含む。）	意見の聴取を行う免許の効力の停止に係る期間の定めに関すること。			○					
	意見の聴取の通知及び公示に関すること。			○					
第104条第3項（第107条の5第4項及び第104条の	参考人等からの意見又は事情聴取に関すること。			○					

2の4第6項で 準用する場 合を含む。)									
第104条第4 項（第104条 の2の2第6 項、第104条 の2の4第6項 及び第107条 の5第4項で 準用する場 合を含む。)	所在が判明しない場合の手續 に関すること。			○					
第104条の2 第1項（第104 条の2の3第5 項及び第107 条の5第4項 で準用する 場合を含 む。)	聴聞の実施に関すること。			○					
第104条の2 第2項（第104 条の2の3第5 項及び第107 条の5第4項 で準用する 場合を含 む。)	聴聞の通知及び公示に関する こと。			○					
第104条の2 第2第1項	再試験の不合格者の運転免許 の取消しに関すること。			○					
第104条の2	処分移送通知書の送付及び他			○					

の2第3項	の公安委員会からの処分移送 通知書の受理に關すること。								
第104条の2 の2第4項	処分移送通知書に係る処分の 執行に關すること。		○						
第104条の2 の2第7項	処分の通知及び他の公安委員 会からの処分の通知の受理に 關すること。		○						
第104条の2 の3第1項	臨時適性検査に係る免許の効 力の停止及び当該処分の解除 に關すること。		○						
第104条の2 の3第2項	弁明の機会の付与に關するこ と。		○						
第104条の2 の3第3項	臨時適性検査に係る免許の効 力の停止（90日以上）に關す ること。	○							
	臨時適性検査に係る免許の効 力の停止（90日未満）に關す ること。		○						
第104条の2 の4第3項（第 104条の2の4 第5項で準用 する場合を 含む。）	処分移送通知書の送付に關す ること。		○						
第104条の2 の4第4項	処分移送通知書の受理に關す ること。		○						
第104条の2 の4の第7項	特例取得免許の取消し処分の 通知に關すること。		○						
第104条の3 第1項（第107 条の5第11項	書面の交付に關すること。		○						

で準用する場合を含む。)									
第104条の3 第3項(第107条の5第11項で準用する場合を含む。)	出頭命令に係る通知に関すること。			○			○		
第104条の4 第1項	免許の取消しの申請及び取り消された場合の他の免許を受けたい旨の申し出の受理に関すること。					○			○
第104条の4 第2項	申請による免許の取消しに関すること。			○			○		
第104条の4 第3項	申請により取り消された場合の他の免許を受けたい旨の申し出に係る免許の付与に関すること。			○			○		
第105条の2 第1項及び第2項	申請により免許を取り消された者からの運転経歴証明書の交付申請の受理及び運転経歴証明書の交付に関すること。					○			○
第105条の2 第3項	運転経歴情報の記録の申請の受理に関すること。					○			○
第105条の2 第4項	運転経歴情報の記録に関すること。			○			○		
第106条	国家公安委員会に対する報告及び国家公安委員会からの通報の受理に関すること。			○					
第106条の2	仮免許の取消しに関するこ			○			○		

第1項及び第2項	と。								
第106条の3第1項	返納に係る免許証の受理に 関すること。					○			○
第106条の3第2項	他の種類の免許に係る免許証 の交付に關すること。			○			○		
第106条の3第4項	提出に係る免許証の受理に 関すること。					○			○
第106条の3第5項	提出された免許証の返還に 関すること。					○			○
第106条の4第1項	免許が取り消されたとき等に 係る免許情報記録の抹消に 関すること。			○			○		
第106条の4第2項	免許を取り消された者がなお 他の種類の免許を受けている 場合の当該他の種類の免許に 係る免許情報記録の書換えに 關すること。			○			○		
第107条の3の2	国際運転免許証等を所持する 者に対する報告徴収に關する こと。			○					
第107条の4第1項	国際運転免許証等を所持する 者に対する臨時適性検査の実 施及び通知に關すること。			○					
第107条の4第3項	国際運転免許証等を所持する 者に係る交通の安全を図るた めに必要と認められる必要な 措置命令に關すること。			○					
第107条の5第5項	提出された国際運転免許証等 の受理に關すること。					○			○
第107条の5	国際運転免許証等の返還に關					○			○

第6項	すること。								
第107条の5 第7項	提出に係る国際運転免許証等の受理にすること。				○				○
第107条の5 第8項	処分事項の記載にすること。			○					
第107条の6	国家公安委員会に対する報告にすること。			○					
第107条の7 第2項	国外運転免許証に係る交付申請書の受理にすること。			○			○		
第107条の7 第3項	国外運転免許証の交付等にすること。					○			○
第107条の10 第1項	返納に係る国外運転免許証の受理にすること。					○			○
第107条の10 第2項	効力の停止に係る国外運転免許証の受理にすること。					○			○
第107条の10 第3項	提出された国外運転免許証の返還にすること。					○			○
第108条第1 項	免許関係事務の委託にすること。		○						
第108条の2 第1項	講習の実施にすること。			○					
第108条の2 第2項	技能及び知識の向上を図るための講習の実施にすること。			○					
第108条の2 第3項	講習の実施の委託にすること。		○						
第108条の3 第1項	初心運転者講習（以下「初心講習」という。）の通知にすること。			○					
第108条の3	軽微違反行為をした者に対す			○					

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	第10条	路線バス等の範囲の指定に関する事。			○						
	第13条第1項	緊急自動車の指定又は届出に関する事。			○			○			
	第14条の2	道路維持作業自動車の届出の受理又は指定に関する事。			○			○			
	第32条の2第1項第2号、第2項第2号及び第3項、第32条の3の2第2項並びに第32条の5第1項及び第2項	緊急自動車の運転資格審査に関する事。			○						
	第32条の7第2号	大型自動車の運転に必要な教習の課程の指定に関する事。	○								
	第32条の8第2号	中型自動車の運転に必要な教習の課程の指定に関する事。	○								
	第33条の5の3第1項第1号ハ	大型自動車等の運転に関する教習の課程の指定に関する事。	○								
	第33条の5の3第2項第1号ハ	大型自動二輪車の運転に関する教習の課程の指定に関する事。	○								
	第33条の5の3第4項第1号ハ	旅客自動車の運転に関する教習の課程の指定に関する事。	○								
	第33条の6の	免許の更新を受けることがで			○						

2第6号	きないやむを得ない事情の認定に関すること。								
第34条第2項	大型自動車の運転に必要な技能に関する教習の課程の指定に関すること。	○							
第34条第4項	中型自動車の運転に必要な技能に関する教習の課程の指定に関すること。	○							
第34条第5項	旅客自動車の運転に必要な適性に関する教習の課程の指定に関すること。	○							
第34条第7項	旅客自動車の運転に必要な技能に関する教習の課程の指定に関すること。	○							
第34条第8項	牽引自動車の運転に必要な適性に関する教習の課程の指定に関すること。	○							
第34条第10項	牽引自動車の運転に必要な技能に関する教習の課程の指定に関すること。	○							
第37条の4第7号	再試験を受験しないやむを得ない事情の認定に関すること。		○						
第37条の6の5第6号及び第37条の8第3項	臨時認知機能検査を受検しないやむを得ない事情の認定又は臨時高齢者講習若しくは違反者講習を受講しないやむを得ない事情の認定に関すること。		○						
第37条の11第7号	若年運転者講習を受講しないやむを得ない事情の認定に関		○						

[illegible]

第26条の4第3号	医師が作成した診断書その他の書類の受理に関すること。			○					
第26条の5第6項	運転技能検査結果通知書の交付に関すること。			○					
第28条	運転免許試験成績証明書の交付に関すること。			○					
第29条第8項 (第29条の2第5項で準用する場合を含む。)	新たな免許証の交付に関すること。					○			○
第29条の2第1項	運転免許証の更新期間前ににおける免許証更新申請書の受理に関すること。					○			○
第29条の2の3第3号	医師が作成した診断書その他の書類の受理に関すること。			○					
第29条の2の5第1項第4号	医師が作成した診断書その他の書類の受理に関すること。			○					
第29条の2の5第4項	臨時認知機能検査等の特定日後の検査について、やむを得ない場合の理由書の受理に関すること。			○					
第29条の2の6第4項	臨時高齢者講習の特定日後の検査について、やむを得ない場合の理由書の受理に関すること。			○					
第30条の7第5項	申請による運転免許の取消しの通知に関すること。					○			○
第30条の10第1項	運転経歴証明書の記載事項の変更届の受理及び記載事項の変更に関すること。					○			○

第30条の11 第1項	運転経歴証明書の再交付に 関すること。				○			○	
第30条の12	返納に係る運転経歴証明書の 受理に關すること。					○			○
第30条の15 第1項	運転経歴情報記録個人番号カ ードのみを有する者に係る住 所等の変更の届出の受理に關 すること。					○			○
第30条の16	運転経歴情報の抹消に關する こと。			○				○	
第31条の4	仮免許の取消しの通知に關す ること。			○					
第31条の4の 7	免許関係事務を行うに必要な 能力等の認定に關すること。		○						
第31条の5第 3項	自動車教習所の廃止の届出及 び届出事項の変更届出の受理 に關すること。			○					
第31条の6	報告書の提出の要求及び必要 な報告又は資料の提出の要求 に關すること。			○					
第33条第5項 第2号ニ及び 第34条の3第 1項第3号	応急救護処置の指導に必要な 能力を有することの認定に關 すること。			○					
第35条	指定自動車教習所の指定申請 書の受理に關すること。			○					
第36条	指定申請書の記載事項の変更 届出の受理に關すること。			○					
第37条第1項	指定書等の交付に關するこ と。			○					
第37条第2項	指定自動車教習所の設置者又			○					

	は管理者に対して行う必要な措置命令書等の交付に関する こと。								
第37条第3項	卒業証明書等の発行を禁止し たとき等における処分通知書 の通知に関すること。			○					
第37条の2第 2項	措置命令書の交付に関するこ と。			○					
第38条第16 項	講習終了証明書の交付に関す ること。			○					
第38条の2	特定任意講習修了証明書又は 特定任意高齢者講習修了証明 書の交付に関すること。			○					
第38条の3	講習を行うのに必要な組織、 設備及び能力を有しているこ との認定に関すること。			○					
第38条の4第 3項	初心講習の特定日後の講習に ついて、やむを得ない場合の 理由書の受理に関すること。			○					
第38条の4の 2第3項	違反者講習の特定日後の講習 について、やむを得ない場合 の理由書の受理に関するこ と。			○					
第38条の4の 2の2第3項	若年運転者講習の特定日後の 講習について、やむを得ない 場合の理由書の受理に関する こと。			○					
第38条の4の 3	講習通知事務の委託に関する こと。			○					
第38条の4の 6第1項(第38	運転免許取得者等教育の報告 書の提出の要求に関するこ			○					

	第17条	講習を受けさせる特定講習指導員の指名に関する事		○					
	第18条	講習の実施についての連絡等に関する事		○					
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国	第1条第2項 第3号の表第 二欄、第3項 第3号の表第 二欄、第4項 第3号の表第 二欄、第5項 第3号の表第 二欄及び第6 項第3号の表 第二欄	応急救護処置教習を行う能力を有する指導員の認定に関する事		○					
家公安委員会規則第1号)	第2条第1項	指定申請書の受理に関する事		○					
	第3条	指定書の交付に関する事		○					
	第4条	記載事項変更届出の受理に関する事		○					
	第7条	報告又は資料の提出の要求に関する事		○					
	第8条第2項	指定の取消しの通知に関する事		○					
応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成6年	第4号	応急救護処置に必要な知識の指導に関し、国家公安委員会が指定するものを修了した者と同等以上の能力を有する者との協定に関する事		○					
国家公安委員									

[illegible]

	第11条第1項	審査申請書の受理及び提示された運転免許証の確認に関すること。			○							
	第13条第1項	教習指導員審査合格証明書の交付に関すること。			○							
	第15条第2項	教習指導員資格者証交付申請書の受理に関すること。			○							
	附則第2条第1項	暫定教習認定に関すること。			○							
	附則第2条第2項	暫定教習指導員資格者証の交付に関すること。			○							
	附則第2条第4項	暫定教習指導員資格者証の返納の受理に関すること。			○							
	附則第2条第5項	暫定教習指導員資格者証の交付申請書の受理並びに暫定教習指導員資格者証の再交付及び書換え並びに暫定教習指導員資格者証の返納命令に関すること。			○							
運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	第4条第2項第1号ロ	認知機能検査員資格審査及び認知機能検査員講習に関すること。			○							
	第4条第2項第2号ニ	運転技能検査員資格審査に関すること。			○							
道路交通法の規定に基づく	第3条	意見の聴取の主宰者の指名に関すること。			○							
意見の聴取及び弁明の機会	第4条第2項	新たな主宰者の指名に関すること。			○							
の付与に関する規則（平成6	第5条第1項（第17条第1	代理人の資格を証明する書面の受理に関すること。			○							

年国家公安委員会規則第27号)	項で準用する場合を含む。)									
	第5条第2項 (第17条第1項で準用する場合を含む。)	代理人の資格喪失届出書の受理に関する事			○					
	第6条第1項 (第17条第2項で準用する場合を含む。)	補佐人の出頭許可の申請書の受理に関する事			○					
	第6条第2項 (第17条第2項で準用する場合を含む。)	補佐人の出頭の許可に関する事			○					
	第6条第3項 (第17条第2項で準用する場合を含む。)	補佐人の出頭の許可の通知に関する事			○					
	第7条	意見の聴取の通知に関する事			○					
	第8条第1項 (第17条第2項で準用する場合を含む。)	意見の聴取の期日又は場所の変更に関する事			○					
	第8条第2項	意見の聴取の期日又は場所の			○					

地域交通安全 活動推進委員 及び地域交通 安全活動推進 委員協議会に 関する規則 (平成2年国 家公安委員会 規則第7号)	第1条第2項	推進委員の氏名及び連絡先を 関係地域の住民に周知させる ための措置に関すること。			○					
	第8条第1項	推進委員に対する講習に関す ること。			○					
	第8条第2項	推進委員に対する講習の委託 に関すること。			○					
	第9条	推進委員に対する指導に関す ること。						○		
	第10条	推進委員の解嘱に伴う弁明の 機会の付与等に関すること。		○						
	第14条	必要な報告又は資料の提出の 要求に関すること。		○						
	第15条	協議会に対する改善措置勧告 に関すること。		○						
	交通安全活動 推進センター に関する規則 (平成10年国 家公安委員会 規則第3号)	第2条	名称等の公示に関すること。		○					
	第3条	名称等の変更の届出の受理及 び公示に関すること。			○					
	第7条第1項 及び第2項	事業計画書及び収支予算書並 びに事業報告書及び収支決算 書の受理に関すること。			○					
	第7条第3項	報告又は資料の提出の要求に 関すること。		○						
	第9条	指定の取消理由の公示に関す ること。			○					
確認事務の委 託の手續等に 関する規則 (平成16年国	第2条第1項	登録申請書の受理に関すること。			○					
	第2条第3項	登録更新申請書の受理に関す ること。			○					

家公安委員会 規則第23号)	第6条	駐車監視員資格者講習の公示 に関すること。			○					
	第7条	受講申込書の受理に関するこ と。			○					
	第9条第1項	駐車監視員資格者講習修了証 明書の交付に関すること。			○					
	第9条第2項	駐車監視員資格者講習修了証 明書の再交付に関すること。			○					
	第10条第1項	放置車両の確認等に関し、技 能及び知識を有する者の認定 に関すること。			○					
	第10条第2項	認定申請書の受理に関するこ と。			○					
	第10条第4項	認定書の交付に関すること。			○					
	第10条第5項	認定書の再交付に関するこ と。			○					
	第11条第1項	駐車監視員資格者証の交付申 請書の受理に関すること。			○					
	第13条第1項	駐車監視員資格者証の書換え 交付に関すること。			○					
	第13条第2項	駐車監視員資格者証の再交付 に関すること。			○					
大型自動車免 許の欠格事由 等の特例に係 る教習の課程 の指定に関す る規則（令和4 年国家公安委 員会規則第4 号）	第2条第1項	指定申請書の受理に関するこ と。			○					
	第3条	指定書の交付に関すること。			○					
	第4条	変更届出の受理に関するこ と。			○					
	第8条	業務に関する報告又は資料提 出の要求に関すること。			○					
	第9条第2項	指定取消通知書の交付に関す ること。			○					

場合を含む。)									
第6条第2項 (第6条の2 で準用する 場合を含む。)	緊急自動車の指定及び緊急自動車指定証の交付に関すること。			○					
第6条第4項 (第6条の2 で準用する 場合を含む。)	緊急自動車指定証に係る記載事項変更届に関すること。			○					
第6条第5項 (第6条の2 で準用する 場合を含む。)	緊急自動車指定証の再交付に関すること。			○					
第6条第6項 (第6条の2 で準用する 場合を含む。)	緊急自動車指定証の返納に関すること。			○					
第6条の3第1項(第6条の4 で準用する場合を含む。)	緊急自動車届出書の受理に関すること。								○
第6条の3第2項(第6条の4 で準用する場合を含む。)	緊急自動車届出確認証の交付に関すること。						○		

	む。)									
第6条の3第4項(第6条の4で準用する場合を含む。)	緊急自動車届出確認証に係る記載事項の変更に係ること。									○
第6条の3第5項(第6条の4で準用する場合を含む。)	緊急自動車届出確認証の再交付に関すること。									○
第6条の3第6項(第6条の4で準用する場合を含む。)	緊急自動車届出確認証の返納に関すること。									○
第11条の2第1項	安全運転管理者等の選任又は解任の届出の受理に関すること。			○						
第11条の4第1項	教習申請書の受理に関すること。			○						
第11条の4第2項	教習修了証書の交付に関すること。			○						
第11条の5第1項	安全運転管理者資格認定申請書又は副安全運転管理者資格認定申請書の受理に関すること。			○						
第11条の5第2項	安全運転管理者認定書又は副安全運転管理者資格認定書の交付に関すること。			○						
第11条の6	安全運転管理者解任命令書又			○						

[illegible]

根拠法令	条項号	事務の内容	本 部 長	本部				警察署		
				部 長	課 長 等	次 席	課 長 補 佐	署 長	副 署 長	課長
災害対策基本 法（昭和36年 法律第223号）	第48条第2項	防災訓練のための通行の禁止 又は制限に関すること。			○			○		
	第76条第1項	災害時における通行の禁止又 は制限に関すること。		○						
	第76条第2項	通行禁止区域等の周知に係る 措置に関すること。			○					
	第76条の4第 1項	通行禁止等を行うための道路 管理者に対する要請に関する こと。			○					
	第76条の5	国家公安委員会からの通行禁 止等に関する指示の受理に関 すること。		○						

災害対策基本 法施行令（昭 和37年政令第 288号）	第20条の2第 1項及び第2 項	防災訓練のための通行の禁止 又は制限をした場合の標示の 設置及び迂回路の明示に関す ること。			○			○		
	第20条の2第 3項	道路管理者への意見聴取に関 すること。			○			○		
	第20条の2第 4項	関係都道府県公安委員会への 通知及び他の公安委員会から の通知の受理に関すること。			○					
	第20条の2第 5項	通行の禁止又は制限の広報に 関すること。			○			○		
	第32条第1項	災害時における通行の禁止又 は制限をした場合の標示の設 置に関すること。			○					
	第32条第2項 及び第3項	道路管理者及び関係都道府県 公安委員会への通知並びに他 の公安委員会からの通知の受 理に関すること。			○					
	第33条第1項 及び第2項	緊急通行車両の確認並びに標 章及び証明書の交付に関する こと。					○			○
	第33条の3第 1項	道路管理者からの道路の区間 の指定に係る通知の受理に関 すること。			○					
自動車の保管 場所の確保等 に関する法律 （昭和37年法 律第145号）	第8条	保管場所が確保されていない おそれのある自動車に対する 通知の受理に関すること。			○					
	第9条第2項	文書の交付及び標章の貼付に 関すること。					○			○
	第9条第3項	保管場所確保申告の受理に関 すること。								○

	第9条第4項	保管場所確保の確認に関する こと。							○
	第9条第5項	保管場所確保確認の通知及び 標章の除去に関すること。					○		
	第10条第2項	聴聞の通知及び公示に関する こと。		○			○		
	第12条	保管場所に係る報告又は資料 の提出に関すること。		○			○		
	第13条第2項	運送事業用自動車に係る行政 庁への通知に関すること。		○					
行政不服審査 法（平成26年 法律第68号） （公安委員会 が審査庁、処 分庁又はその 他の行政庁で ある場合にお ける審査庁等 としての公安 委員会の事 務）	第9条第4項	職員による審理手続の指示に 関すること。		○					
	第9条第3項 において読 み替えて適 用する第11 条第2項	総代の互選の命令に関するこ と。		○					
	第9条第3項 において読 み替えて適 用する第13 条第1項	利害関係人の参加許可の申請 の受理及びその機会の付与に 関すること。		○					
	第9条第3項 において読 み替えて適 用する第13 条第2項	利害関係人の参加の要求に関 すること。		○					
	第14条	審査請求の引継ぎを受けた旨 の審査請求人及び参加人への 通知に関すること。		○					
	第15条第3項	審査請求人の地位の継承の届		○					

み替えて適用する第29条第5項	参加人への弁明書の送付に関すること。								
第9条第3項において読み替えて適用する第30条第1項	反論書を提出すべき相当の期間の決定及び反論書の受理に関すること。		○						
第9条第3項において読み替えて適用する第30条第2項	意見書を提出すべき相当の期間の決定及び意見書の受理に関すること。		○						
第9条第3項において読み替えて適用する第30条第3項	反論書の参加人及び処分庁等への送付並びに意見書の審査請求人及び処分庁等への送付に関すること。		○						
第9条第3項において読み替えて適用する第31条第1項	口頭意見陳述の申立ての受理及びその機会の付与に関すること。		○						
第9条第3項において読み替えて適用する第31条第2項	口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集に関すること。		○						
第9条第3項において読み替えて適用する第31条第3項	補佐人とともに出頭することの許可に関すること。		○						

用する第31 条第3項									
第9条第3項 において読 み替えて適 用する第32 条	証拠書類等の受理及び証拠書 類等を提出すべき相当の期間 の決定に関すること。		○						
第9条第3項 において読 み替えて適 用する第33 条	物件の提出の要求の申立ての 受理、申立て及び職権による 物件の提出要求の決定並びに 提出された物件の留置に関す ること。			○					
第9条第3項 において読 み替えて適 用する第34 条	参考人の陳述又は鑑定の申立 ての受理及び決定に関するこ と。			○					
第9条第3項 において読 み替えて適 用する第35 条第1項	検証の申立ての受理及び決定 に関すること。	○							
第9条第3項 において読 み替えて適 用する第35 条第2項	審査請求人等の申立てによる 検証の場合の日時及び場所の 通知に関すること。			○					
第9条第3項 において読 み替えて適 用する第36	審理関係人への質問の申立て の受理及び決定に関するこ と。		○						

条									
第9条第3項 において読み替えて適用する第37条第1項	審理手続の申立てに関する意見の聴取を行う期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集に関すること。		○						
第9条第3項 において読み替えて適用する第37条第3項	審理手続の期日及び場所並びに審理手続の予定時期の決定又は変更並びにこれらの通知に関すること。	○							
第9条第3項 において読み替えて適用する第38条第1項	提出書類等の閲覧又は当該書面の写し等の交付の要求の受理及び閲覧又は交付に係る決定に関すること。			○					
第9条第3項 において読み替えて適用する第38条第2項	閲覧又は交付に係る提出人への意見聴取に関すること。			○					
第9条第3項 において読み替えて適用する第38条第3項	閲覧についての日時及び場所の指定に関すること。			○					
第9条第3項 において読み替えて適用する第39条	手続の併合又は分離に関すること。	○							

	第19条第2項	地震防災訓練に伴う通行の禁止又は制限を実施する場合の広報に関すること。		○						
大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	第21条第1項	自動車排出ガスによる大気汚染が基準を超えた場合の要請の受理に関すること。		○						
	第23条第2項	知事からの緊急時の要請の受理に関すること。		○						
自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（平成4年法律第70号）	第8条第1項	自動車の総量削減計画を調査審議するための協議会に関すること。		○						
騒音規制法（昭和43年法律第98号）	第17条第1項	市町村長からの要請の受理に関すること。		○						
騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動騒音の限度を定める総理府令（平成2年総理府令第15号）	第4条	自動車騒音の限度に対する協議に関すること。		○						
自転車道の整備等に関する	第7条	自転車の通行の安全を確保するための交通規制の実施に関		○						

法律（昭和45 年法律第16 号）		すること。									
警備業法（昭 和47年法律第 117号）	第4条	警備業を営もうとする者の認 定に関する事。	○								
	第5条第1項	認定申請書の受理に関する事 。									○
	第5条第2項	認定の通知に関する事。			○						
	第5条第3項	認定しない旨の通知に関する 事。			○						
	第7条第1項	認定の有効期間の更新申請の 受理に関する事。									○
	第7条第2項	認定の有効期間の更新に関する 事。		○							
	第7条第3項	更新しない旨の通知に関する 事。			○						
	第9条	営業所設置等届出書の受理に 関すること。						○			
	第10条第1項	警備業の廃止届出書の受理に 関すること。									○
	第11条第1項 （第11条第4 項、第16条第 3項及び第17 条第2項で準 用する場合 を含む。）	警備業の変更届出書の受理に 関すること。									○
	第11条第2項	他の公安委員会への通知又は 他の公安委員会からの通知の 受理に関する事。			○						
	第12条	死亡等の届出の受理に関する									○

	こと。								
第16条第2項	服装届出書の受理に関するこ (第17条第2 項で準用す る場合を含 む。)						○		
第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者 証の交付に関すること。			○					
第22条第4項	警備員指導教育責任者資格者 (第23条第5 項及び第42 条第3項で準 用する場合 を含む。)			○					
第22条第5項	警備員指導教育責任者資格者 (第23条第5 項及び第42 条第3項で準 用する場合 を含む。)			○					
第22条第6項	警備員指導教育責任者資格者 (第23条第5 項及び第42 条第3項で準 用する場合 を含む。)			○					
第23条第1項	検定の実施に関すること。			○					
第23条第4項	合格証明書の交付に関するこ と。			○					
第40条	機械警備業務の届出書の受理 に関すること。						○		

	第41条	基地局廃止等の届出書の受理 に關すること。								○
	第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証 の交付に關すること。			○					
	第46条及び 第47条第1項	報告徴収等及び立入検査に關 すること。						○		
	第48条	指示に關すること。			○					
	第50条第1項	聴聞の実施に關すること。	○							
	第50条第2項	聴聞の通知及び公示に關する こと。			○					
	第51条	指定医の指定に關すること。	○							
警備業法施行 規則（昭和58 年総理府令第 1号）	第4条第2項	認定申請書又は認定更新申請 書を提出した者に対する医師 の診断を受けることの求めに 關すること。						○		
	第9条	警備業の認定を更新した旨の 通知に關すること。			○					
	第39条第3項	兼任の警備員指導教育責任者 を置くことの承認に關するこ と。		○						
	第42条（第63 条で準用す る場合を含 む。）	指導教育責任者資格者証の交 付申請書の受理に關するこ と。								○
	第44条第2項	警備員指導教育責任者資格者 証、機械警備業務管理者資格 証又は合格証明書の返納の受 理に關すること。								○
	第63条第2項	機械警備業務管理者資格者証 の交付を受けようとする者に 對する医師の診断を受けるこ						○		

	第9条第3項	現任指導教育責任者講習の実施に関する事。		○							
	第10条	現任指導教育責任者講習の通知に関する事。			○						
	第11条第1項	機械警備業務管理者講習の実施に関する事。		○							
	第11条第2項	修了考査の実施に関する事。			○						
	第12条第1項	機械警備業務管理者講習修了証明書の交付に関する事。			○						
	第14条第1号	十分な能力を有すると認められる者の認定に関する事。		○							
	第14条第2号	十分な能力を有すると認められる者に準ずる知識及び能力を有すると認められる者の認定に関する事。		○							
警備員等の検 定等に関する 規則（平成17 年国家公安委 員会規則第20 号）	第2条	道路における危険を防止するため必要と認められるものの公示に関する事。			○						
	第6条第3項 （附則第8条 第2項で準用 する場合を 含む。）	実技試験を行う警察職員の指 定に関する事。		○							
	第7条	検定実施に係る公示に関する事。			○						
	第8条第2号	1級検定を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定に関する事。			○						
	第9条第1項	検定申請書の受理に関する事。									○

	第8条第1項	沿道整備道路が指定された場合における協議会に関する事 こと。			○						
犯罪被害者等 給付金の支給 等に関する法 律（昭和55年 法律第36号）	第10条第1項	犯罪被害者等給付金支給裁定 申請書の受理に関する事 こと。		○							
	第12条第1項	仮給付金の支給の決定に関する 事 こと。	○								
	第13条第1項	申請者その他関係人に対する 調査等に関する事 こと。			○						
	第13条第2項	犯罪捜査の権限のある機関そ の他の公務所又は公私の団体 に対する照会に関する事 こと。			○						
	第22条第3項	必要な助言、指導その他の措 置に関する事 こと。		○							
	第22条第6項	広報活動及び啓発活動に関する 事 こと。			○						
犯罪被害者等 給付金の支給 等に関する法 律施行令（昭 和55年内閣府 令第287号）	第5条	給付基礎額の認定に関する事 こと。			○						
犯罪被害者等 給付金の支給 等に関する法 律施行規則 （昭和55年国 家公安委員会 規則第6号）	第19条	裁定の申請者が損害賠償を受 けた場合の届出の受理に関する 事 こと。			○						
	第20条第1項	裁定を行ったとき等の申請者 に対する内容の通知に関する 事 こと。			○						
	第20条第2項	犯罪被害者等給付金支払請求 書又は仮給付金支払請求書の 交付に関する事 こと。			○						

	第23条第2項	提出書類の省略に関するこ と。			○					
	第24条	書類の保存に関するこ と。			○					
国外犯罪被害 弔慰金等の支 給に関する法 律（平成28年 法律第73号）	第9条第1項	国外犯罪被害弔慰金等支給裁 定申請書の受理に関するこ と。	○							
	第12条第2項	国家公安委員会から提供され た情報の受理に関するこ と。			○					
	第13条第1項	申請者その他関係人に対する 調査等に関するこ と。			○					
	第13条第2項	外務省その他の公務所又は公 私の団体に対する照会に関す ること。			○					
国外犯罪被害 弔慰金等の支 給に関する法 律施行規則 （平成28年国 家公安委員会 規則第23号）	第10条第1項	裁定を行ったとき等の申請者 に対する内容の通知に関する こと。			○					
	第10条第2項	国外犯罪被害弔慰金等支払請 求書の交付に関するこ と。			○					
	第12条第2項	添付書類の省略に関するこ と。			○					
	第13条	書類の保存に関するこ と。			○					
犯罪被害者等 早期援助団体 に関する規則 （平成14年国 家公安委員会 規則第1号）	第1条第1項	犯罪被害者等早期援助団体指 定申請書の受理に関するこ と。			○					
	第2条	犯罪被害者等早期援助団体指 定の公示に関するこ と。			○					
	第3条第1項	犯罪被害者等早期援助団体に 係る名称、住所等の変更届出 書の受理に関するこ と。			○					
	第3条第2項	犯罪被害者等早期援助団体が			○					

合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）		全確保のための交通規制の実施に關すること。										
自転車の防犯登録を行う者	第3条第1項	指定団体の名称等の変更の届出の受理に關すること。			○							
の指定に関する規則（平成6	第3条第2項	登録業務の実施要領変更の承認に關すること。		○								
年国家公安委	第5条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理に關すること。			○							
員会規則第12	第5条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理に關すること。			○							
号）	第6条	報告又は資料提出の要求に關すること。		○								
	第7条	是正又は改善の措置勧告に關すること。		○								
	第8条	指定団体の登録業務の休止又は廃止の承認に關すること。			○							
	第10条	指定団体の登録業務の廃止又は指定取消しに伴う登録業務に係る書類の受理等に關すること。		○								
	第11条第1項	指定等の公示に關すること。			○							
	第11条第2項	登録業務の休止若しくは廃止の承認又は指定取消しの公示に關すること。			○							
根拠法令	条項号	事務の内容	本 部 長	本部				警察署				
				部 長	課 長 等	次 席	課 長 補 佐	署 長	副 署 長	課 長		

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）	第5条第2項（第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項で準用する場合を含む。）	指定理由の通知及び公示並びに意見聴取の通知及び公示に関すること。			○					
	第6条第4項	確認結果の通知の受理に関すること。			○					
	第7条第1項及び第3項（第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項で準用する場合を含む。）	指定の公示及び通知に関すること。			○					
	第7条第4項（第15条の2第8項及び第30条の8第4項で準用する場合を含む。）	公示事項の変更に係る公示に関すること。			○					

第8条第3項	指定暴力団連合に係る指定の取消しに関する事		○						
第8条第5項	取消確認結果の通知の受理に関する事		○						
第8条第7項	指定の取消しの公示及び通知に関する事			○					
第13条	暴力的要求行為の相手方に対する援助に関する事			○			○		
第14条第1項	事業者に対する援助に関する事			○			○		
第14条第2項	事業の責任者に対する講習に関する事			○					
第15条第4項及び第5項、 第15条の2第5項及び第6項並びに第30条の11第3項及び第4項	標章の貼付及び除去に関する事			○					
第28条	離脱希望者に対する援護等に関する事			○					
第32条の3第5項	暴力追放運動推進センターに対する改善措置命令に関する事	○							
第33条第1項	報告又は資料の提出及び立入調査に関する事			○			○		
第34条第2項 (第35条第5項で準用する場合を含む。)	命令の理由並びに意見聴取の期日及び場所の通知並びに意見聴取の期日及び場所の公示に関する事			○					

	第34条第4項	関係指定暴力団員の出頭及び 意見の陳述の要求の受理及び その許可に関する事。		○							
	第36条第1 項、第2項及 び第3項	国家公安委員会に対する報告 及び国家公安委員会からの通 報の受理に関する事。			○						
	第36条第4項	官庁、公共団体その他の者に 対する協力要求に関する事 と。		○					○		
	第39条の2第 1項及び第2 項	書類の送達及び公示送達に関 すること。			○				○		
暴力団員によ る不当な行為 の防止等に関 する法律施行 規則（平成3年 国家公安委員 会規則第4号）	第16条第1項	被害回復アドバイザーの運用 に関する事。		○							
	第17条第1項	責任者の選任届出の受理に関 すること。			○						
	第21条第1項 及び第30条 第1項	指定の期限延長に係る通知に 関すること。			○						
	第25条第1項 及び第2項	社会復帰アドバイザーの運用 に関する事。		○							
	第26条第1項	暴力追放運動推進センターか らの連絡の受理に関する事 と。			○						
	第35条	提出資料目録の作成並びに写 しの交付及び返還に関する事 と。			○						
	第38条	標章の除去に関する事。			○						
	第39条及び 第40条第1項	他の公安委員会に対する照会 又は他の公安委員会からの照 会の回答に関する事。			○						

	第40条第2項	他の公安委員会に対する書類 その他の物件の送付又は他の 公安委員会からの報告その他 の物件の受領に関する事。			○						
	第41条	他の公安委員会に対する協力 依頼及び協力に関する事。	○								
	第46条	書類の送達に関する事。			○						
暴力団員によ る不当な行為 の防止等に関 する法律の規 定に基づく意 見聴取の実施 に関する規則 (平成3年国 家公安委員会 規則第5号)	第9条第1項	代理人選任届出書の受理に関 すること。			○						
	第10条第1項	補佐人の出席申請の受理及び 許可に関する事。			○						
	第10条第2項	補佐人の出席許可の通知に関 すること。			○						
	第11条	補佐人の付添いの勧告に関す ること。			○						
	第11条の2第 2項	関係指定暴力団員の出頭及び 意見の陳述要求の許可の通知 に関する事。			○						
	第12条第1項	参考人の出席要求に関するこ と。			○						
	第12条第2項	参考人の出席要求の申出書の 受理に関する事。			○						
	第12条第3項	参考人の出席要求の通知に関 すること。			○						
	第16条第1項	意見聴取の期日及び場所の変 更申出の受理に関する事。			○						
	第16条第2項	意見聴取の期日及び場所の変 更に関する事。			○						
	第16条第3項	変更後の意見聴取の期日及び 場所の通知並びに公示に関す			○						

		ること。							
	第17条第1項	陳述書の提出要求に関する こと。		○					
	第17条第2項	陳述書の受理に関する こと。			○				
	第23条第1項	意見聴取続行の期日、場所の 決定に関する こと。			○				
	第23条第2項	意見聴取続行の通知及び公示 に関する こと。			○				
	第34条第2項	証拠調の日時及び場所の通知 に関する こと。			○				
	第35条第2項	提出物目録の写しの交付及び 提出物の返還に関する こと。			○				
	第38条	書類の作成及び閲覧に関する こと。			○				
	第39条第1項	当事者に対する連絡に関する こと。		○					
	第40条第2項	意見聴取の期日及び場所の通 知並びに公示に関する こと。			○				
	第41条第1項	書類の送達に関する こと。			○				
暴力追放運動推進センター に関する規則 (平成3年国 家公安委員会 規則第7号)	第1条	指定の申請の受理に関する こと。		○					
	第2条	指定の公示に関する こと。		○					
	第3条第1項	名称等の変更届出の受理に関 すること。		○					
	第3条第2項	名称等の変更事項等の公示に 関する こと。			○				
	第3条第3項	定款等の変更届出の受理に関 すること。		○					
	第7条第1項	相談事業規程の承認及び変更 の承認に関する こと。		○					

[illegible]

第11条第2項	他の行政庁との相互連絡に 関すること。			○					
第12条第1項	処分基準の設定及び公表に 関すること。			○					
第13条第1項	意見陳述のための手続の決定 に關すること。			○					
第14条第1項 及び第2項	不利益処分の理由の提示に 関すること。		○						
第15条第1項	聴聞の通知に關すること。			○					
第15条第3項 (第31条で 準用する場 合を含む。)	不利益処分の名あて人となる べき者の所在が判明しない場 合における聴聞の通知内容の 合を含む。) 公示に關すること。			○					
第16条第4項 (第31条で 準用する場 合を含む。)	代理人の選任届の受理に關す ること。			○					
第18条第1項	不利益処分に係る文書等の閲 覧の許可に關すること。			○					
第18条第3項	文書等の閲覧の日時及び場所 の指定に關すること。			○					
第19条第1項	主宰者（公安委員会が指名す る公安委員を除く。）の指名 に關すること。		○						
第20条第6項	聴聞の期日における審理の公 開の決定に關すること。			○					
第24条第3項	聴聞調書及び聴聞報告書の受 理に關すること。			○					
第24条第4項	聴聞調書及び聴聞報告書の閲 覧の許可に關すること。			○					

	第25条	聴聞の再開に関する事。			○						
	第29条第1項	口頭による弁明の承認又は弁明書の受理に関する事。			○						
	第29条第2項	証拠書類等の受理に関する事。			○						
	第30条	弁明の機会の付与の通知に関する事。			○						
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 (平成6年国 家公安委員会 規則第26号)	第3条第3項	新たな主宰者(公安委員会が指名する公安委員を除く。)の指名に関する事。		○							
	第4条第1項 (第24条第1項で準用する場合を含む。)	代理人資格証明書の受理に関する事。			○						
	第4条第2項 (第24条第1項で準用する場合を含む。)	代理人資格喪失届出書の受理に関する事。			○						
	第9条第1項 (第24条第2項で準用する場合を含む。)	聴聞の期日又は場所の変更及び通知に関する事。			○						
	第9条第2項 (第24条第2項で準用する場合を含む。)	聴聞の期日又は場所の変更申出書の受理に関する事。			○						

第10条第1項	文書閲覧請求書の受理に関する こと。			○					
第10条第2項	文書閲覧の日時及び場所の通 知に関すること。			○					
第11条第1項	提出物目録の作成に関するこ と。 (第24条第1 項で準用す る場合に限 る。)			○					
第11条第2項	提出目録の交付に関するこ と。 (第24条第1 項で準用す る場合に限 る。)			○					
第11条第3項	証拠書類等の返還に関するこ と。 (第24条第1 項で準用す る場合に限 る。)			○					
第12条第1項	聴聞の期日における審理の公 開の通知並びに聴聞の期日及 び場所の公示に関すること。			○					
第19条第1項	聴聞終結後の聴聞調書等閲覧 請求書の受理に関すること。			○					
第19条第2項	閲覧の日時及び場所の指定並 びに閲覧の通知に関するこ と。			○					
第21条第1項	弁明を記録する警察職員の指 名に関すること。			○					
第22条第3項	弁明調書の受理に関するこ と。			○					

	第56条の30	報告徴収に関すること。		○					
	第56条の31 第1項	特定病原体等所持者等の事業 所等に対する立入検査等に関 すること。		○					
感染症の予防 及び感染症の 患者に対する 医療に関する 法律施行令 (平成10年政 令第420号)	第21条	運搬証明書の書換えに関する こと。		○					
	第22条	運搬証明書の再交付に関する こと。		○					
	第23条	運搬証明書の返納の受理に関 すること。		○					
	第24条第1項 第1号	届出の受理、運搬証明書の交 付及び指示に関すること。		○					
	第24条第1項 第2号	他の公安委員会に対する指示 内容の通知に関すること。		○					
	第24条第1項 第3号	他の公安委員会との連絡に関 すること。		○					
	第24条第2項	運搬証明書の書換え及び再交 付に関すること。		○					
不正アクセス 行為の再発を 防止するため の都道府県公 安委員会によ る援助に関す る規則(平成 11年国家公安 委員会規則第 12号)	第1条第2項	必要な書類の提出要請に関す ること。		○					
	第2条	援助の申出の相当性の判断に 関すること。		○					
	第3条	事例分析を委託する者の選定 に関すること。		○					
原子力災害対 策特別措置法 (平成11年法	第26条第2項	緊急事態応急対策の実施に関 すること。	○						
	第27条第2項	原子力災害事後対策の実施に	○						

律第156号)		関すること。									
	第28条第1項 において読み替えて適用する災害対策基本法第48条第2項	防災訓練のための通行の禁止又は制限に関すること。		○				○			
	第28条第2項 において読み替えて適用する災害対策基本法第76条第1項	原子力緊急事態宣言時における通行の禁止又は制限に関すること。	○								
	第28条第2項 において読み替えて適用する災害対策基本法第76条第2項	通行禁止区域等の周知に係る措置に関すること。		○							
	第28条第2項 において読み替えて適用する災害対策基本法第76条の4第1項	通行禁止等を行うための道路管理者に対する要請に関すること。		○							
	第28条第2項 において読み替えて適用する災害対策基本法	国家公安委員会からの通行禁止等に関する指示の受理に関すること。	○								

	第76条の5									
原子力災害対策特別措置法 施行令（平成12年政令第195号）	第8条第1項 において読み替えて適用する災害対策基本法施行令第20条の2第1項及び第2項	防災訓練のための通行の禁止又は制限をした場合の標示の設置及び迂回路の明示に関すること。			○			○		
	第8条第1項 において読み替えて適用する災害対策基本法施行令第20条の2第3項	道路管理者への意見聴取に関すること。			○			○		
	第8条第1項 において読み替えて適用する災害対策基本法施行令第20条の2第4項	関係都道府県公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理に関すること。			○					
	第8条第1項 において読み替えて適用する災害対策基本法施行令第20条の2第5項	通行の禁止又は制限の広報に関すること。			○			○		
	第8条第2項	原子力緊急事態宣言時における			○					

	において読み替えて適用する災害対策基本法施行令第32条第1項	る通行の禁止又は制限をした場合の標示の設置に関すること。								
	第8条第2項において読み替えて適用する災害対策基本法施行令第32条第2項及び第3項	道路管理者及び関係都道府県公安委員会への通知並びに他の公安委員会からの通知の受理に関すること。			○					
	第8条第2項において読み替えて適用する災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項	緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。					○			○
	第8条第2項において読み替えて適用する災害対策基本法施行令第33条の3第1項	道路管理者からの道路の区間の指定に係る通知の受理に関すること。			○					
不正アクセス行為の禁止等	第6条第1項	援助の申出の受理及び必要な援助に関すること。	○							

に関する法律 (平成11年法律第128号)	第6条第2項	事例分析の実施の事務の委託 に關すること。		○							
自動車運転代 行業の業務の	第5条第1項	認定申請書の受理に關すること。						○			
適正化に關する法律（平成	第5条第2項	自動車運転代行業の認定及び 通知に關すること。		○							
13年法律第57 号)	第5条第3項	運転代行業の認定の拒否の通 知に關すること。			○						
	第5条第4項	国土交通大臣に対する協議に 關すること。			○						
	第7条第2項	国土交通大臣に対する協議に 關すること。			○						
	第8条第1項	変更届出書の受理に關すること。									○
	第8条第2項	国土交通大臣に対する通知に 關すること。			○						
	第9条第1項 及び第2項	廃業等の届出の受理に關する こと。									○
	第9条第3項	国土交通大臣に対する通知に 關すること。			○						
	第21条第1項	報告若しくは資料提出要求又 は立入検査に關すること。						○			
	第22条第1項	自動車運転代行業者に対する 指示及び国土交通大臣に対す る通知に關すること。	○								
	第22条第2項	国土交通大臣からの通知の受 理に關すること。			○						
	第23条第1項	自動車運転代行業の停止命令 に關すること。	○								

	第23条第2項	国土交通大臣からの要請の受理に関すること。			○							
	第23条第3項	国土交通大臣に対する協議に関すること。			○							
	第24条第2項	国土交通大臣に対する協議に関すること。			○							
	第25条第1項	処分移送通知書の送付及び受理に関すること。		○								
	第25条第2項 第1号	自動車運転代行業者に対する指示に関すること。	○									
	第25条第2項 第2号	自動車運転代行業の停止命令に関すること。	○									
	第26条	国土交通大臣との相互協力に関すること。			○							
自動車運転代行業の適正化に関する法律等の施行に関する規則（平成14年佐賀県公安委員会規則第6号）	第4条	安全運転管理者解任命令書又は副安全運転管理者解任命令書の交付に関すること。		○								
	第5条	自動車運転代行業者に対する是正措置命令書の交付に関すること。		○								
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第68条第2項	個人の権利利益を害するおそれ大きい事態が生じた旨の本人に対する通知に関すること。			○							
	第82条第1項	開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定の通知に関すること。			○							
	第82条第2項	開示請求に係る保有個人情報の開示をしない旨の決定の通			○							

[illegible]

	準用する場合を含む。)											
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	第6条において準用する災害対策基本法施行令第20条の2第1項及び第2項（第52条で準用する場合を含む。）	防災訓練のための通行の禁止又は制限をした場合の標示の設置及び迂回路の明示に関すること。			○				○			
	第6条において準用する災害対策基本法施行令第20条の2第3項（第52条で準用する場合を含む。）	道路管理者への意見聴取に関すること。			○				○			
	第6条において準用する災害対策基本法施行令第20条の2第4項（第52条で準用する場合を含む。）	関係都道府県公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理に関すること。			○							
	第6条において準用する	通行の禁止又は制限の広報に関すること。			○				○			

災害対策基本法施行令第20条の2第5項（第52条で準用する場合を含む。）								
第39条において読み替えて準用する災害対策基本法施行令第32条第1項（第52条で準用する場合を含む。）	国民の保護措置の実施時における通行の禁止又は制限をした場合の標示の設置に関すること。			○				
第39条において読み替えて準用する災害対策基本法施行令第32条第2項及び第3項（第52条で準用する場合を含む。）	道路管理者及び関係都道府県公安委員会への通知並びに他の公安委員会からの通知の受理に関すること。			○				
第39条において読み替えて準用する災害対策基本法施行	緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。				○			○

	令第33条第1項及び第2項 (第52条で準用する場合を含む。)								
	第39条において読み替えて準用する災害対策基本法施行令第33条の3第1項(第52条で準用する場合を含む。)	道路管理者からの道路の区間の指定に係る通知の受理に關すること。		○					
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に關する法律(平成17年法律第50号)	第230条第3項において準用する第160条第1項及び第2項	申請に關して行ふ調査に關すること。	○						
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第21条	補正の命令に關すること。		○					
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第36条	手続の併合又は分離に關すること。	○						
	第230条第3項	審査請求人の地位の繼承の届			○				

項において 準用する行政不服審査 法第37条第3 項	出の受理に関すること。								
第230条第3 項において 準用する行政不服審査 法第37条第6 項	審査請求人の地位の承継の許可に関すること。	○							
第230条第3 項において 準用する行政不服審査 法第41条第1 項	記名押印に関すること。			○					
第230条第3 項において 準用する行政不服審査 法第42条第2 項	裁決書の謄本の送付及び公示に関すること。			○					
第230条第3 項において 準用する行政不服審査 法第42条第4 項	裁決書の謄本の参加人及び処分庁への送付に関すること。			○					
第232条第3 項において	申告に関して行う調査に関すること。	○							

	準用する第160条第1項及び第2項									
	第232条第3項において準用する第164条第1項	申告に係る事実の確認結果の通知に関すること。		○						
	第232条第3項において準用する第164条第2項	申告が不適法である場合の通知に関すること。		○						
	第232条第3項において準用する行政不服審査法第21条	補正の命令に関すること。		○						
	第232条第3項において準用する行政不服審査法第36条	手続の併合又は分離に関すること。	○							
	第232条第3項において準用する行政不服審査法第41条第1項	記名押印に関すること。		○						
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第	第4条第1項	開始届出書の受理に関すること。						○		
	第4条第2項	廃止届出書及び変更届出書の受理に関すること。								○

60号)	第13条第1項	報告徴取等及び立入検査に 関すること。			○			○		
	第14条	指示に関すること。			○					
遺失物法（平 成18年法律第 73号）	第25条第1項	報告又は資料の提出の要求に 関すること。		○						
	第25条第2項	報告若しくは資料の提出又は 保管物件の提示の要求に関す ること。		○						
	第26条第1項 及び第2項	指示に関すること。		○						
遺失物法施行 規則（平成19 年国家公安委 員会規則第6 号）	第28条第2項	申請書の受理に関すること。			○					
	第28条第4項	指定の公示に関すること。			○					
	第29条第1項	公示にかかる事項の変更届出 の受理に関すること。			○					
	第29条第2項	公示にかかる事項の変更届出 の公示に関すること。			○					
	第29条第3項	申請書の記載事項の変更届出 の受理に関すること。			○					
	第30条第2項	指定の取消しの公示に関する こと。			○					
高齢者、障害 者等の移動等 の円滑化の促 進に関する法 律（平成18年 法律第91号）	第24条の2第 6項（第24条 の2第10項で 準用する場 合を含む。）	市町村が作成する移動等円滑 化促進方針に対する意見に関 すること。			○					
	第24条の2第 7項（第24条 の2第10項、 第25条第10 項又は同条 第11項で準	市町村が作成した移動等円滑 化促進方針の受理に関するこ と。			○					

用する場合を含む。)									
第24条の4第3項	協議会を組織する市町村からの協議通知の受理に関する事 と。			○					
第24条の4第4項	市町村の組織する協議会への対応に関する事。 と。			○					
第25条第7項 (第25条第11項で準用する場合を含む。)	協議会を組織しない市町村が基本構想に定めようとする交通安全特定事業に関する事項についての協議に関する事 と。			○					
第25条第8項 (第25条第11項で準用する場合を含む。)	交通安全特定事業に関する事項についての基本構想の案の作成及び協議会を組織しない市町村への提出に関する事 と。			○					
第26条第3項	協議会を組織する市町村からの協議通知の受理に関する事 と。			○					
第26条第4項	市町村の組織する協議会への対応に関する事。 と。			○					
第27条第1項	市町村に対する基本構想の作成又は変更の提案並びに基本構想素案の作成及び市町村に対する提示に関する事。 と。			○					
第31条第4項	道路管理者への道路特定事業計画に対する意見回答に関する事。 と。			○					
第31条第6項	道路特定事業計画の受理に関する事。 と。			○					

	第36条第1項	交通安全特定事業計画の実施 に關すること。			○						
	第36条第4項 及び第6項	交通安全特定事業計画に係る 市町村及び道路管理者からの 意見聴取に關すること。			○						
	第36条第5項 及び第6項	交通安全特定事業計画の公表 及び送付に關すること。			○						
犯罪による収 益の移転防止 に關する法律 (平成19年法 律第22号)	第8条第1項	疑わしい取引の届出の受理に 關すること。			○			○			
	第8条第4項	疑わしい取引の通知に關する こと。			○						
	第15条	報告聴取に關すること。						○			
	第16条第1項	立入検査に關すること。						○			
	第17条	指導等に關すること。						○			
犯罪による収 益の移転防止 に關する法律 規則(平成20 年内閣府、総 務省、法務省、 財務省、厚生 労働省、農林 水産省、経済 産業省、国土 交通省令第1 号)	第26条第2項	身分証明書の発行に關するこ と。			○						
オウム真理教 犯罪被害者等 を救済するた めの給付金の 支給に關する	第6条第1項	オウム真理教犯罪被害者等給 付金支給裁定申請書の受理に 關すること。			○						
	第8条第1項	申請人その他関係人に対する 調査等に關すること。			○						

法律（平成20年法律第80号）	第8条第2項	犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に対する照会に関する事			○					
	第9条第2項	国家公安委員会から提供された資料の受理に関する事		○						
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号）	第2条第2項	添付書類の省略に関する事			○					
	第3条第1項	裁定を行ったとき等の申請者に対する内容の通知に関する事			○					
	第3条第2項	オウム真理教犯罪被害者等給付金支払い請求書の交付に関する事			○					
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項	通報の受理に関する事						○		
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取	第2条	国土交通大臣に対する意見の提出に関する事			○					

等の追放の促進に関する条例施行規則 (平成16年佐賀県公安委員会規則第4号)		関すること。									
佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）	第10条	暴力団排除アドバイザーの指定に関すること。	○								
	第26条第2項	身分証明書に関すること。		○			○				
	第31条	中止命令に関すること。	○								
佐賀県暴力団排除条例施行規則（平成23年佐賀県公安委員会規則第7号）	第5条第1項	報告又は提出資料の受理に関すること。		○							
	第5条第2項	報告・資料提出要求書の送付に関すること。		○							
	第6条第2項	報告日時等変更申出書の受理に関すること。		○							
	第6条第3項	口頭による報告の日時及び場所の変更に関すること。		○							
	第6条第4項	報告日時等変更等決定通知書による通知に関すること。		○							
	第10条第1項	申述書の受理に関すること。		○							
	第10条第2項	証拠書類等の受理に関すること。		○							
	第11条第1項	意見陳述通知書による通知に関すること。		○							
	第11条第2項	公表の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における意見陳述の通知内容の公示に関すること。		○							
	第12条第2項	意見陳述の機会日時等変更申		○							

号)										
佐賀県危険な 薬物から県民 の命とくらし を守る条例第 18条の規定に よる警察職員 の立入調査等 に関する規則 (平成26年佐 賀県公安委員 会規則第3号)	第2条第2号	警察職員の指名に関するこ と。			○					